

## 【表紙】

【公表書類】	特定証券情報
【公表日】	2024年12月19日
【発行者の名称】	株式会社N P T
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎
【本店の所在の場所】	東京都江東区有明三丁目5番7号
【電話番号】	03-6455-7150
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員CFO 大貫 篤志
【担当J-A d v i s e rの名称】	アイザワ証券株式会社
【担当J-A d v i s e rの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藍澤 卓弥
【担当J-A d v i s e rの本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【担当J-A d v i s e rの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html">https://www.aizawa.co.jp/company/gyoumu/index.html</a>
【電話番号】	03-6852-7726
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価額の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 1,200,000,000円 以内 (注)発行価額の総額は公表日現在における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2025年1月30日にTokyo Pro Marketへ上場する予定であります。 当社は上場に際しては、「第一部【証券情報】」の「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 該当事項はありません。 株式会社N P T <a href="https://www.neopt.jp/">https://www.neopt.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>
【安定操作に関する事項】	
【公表されるホームページのアドレス】	

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

#### 1【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株以内 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2024年12月19日開催の取締役会決議によっております。

- 発行数については当該発行数を上限とし、実際に2025年1月21日から2025年1月23日までを予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。
- 当社は2024年12月10日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

##### (1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

2025年1月20日決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたってはアイザワ証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行う予定です。

形態	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	1,000,000	1,200,000,000	600,000,000
計（総発行株式）	1,000,000	1,200,000,000	600,000,000

(注) 上記の各金額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格（1,200円）を基礎として算出した見込額であり、今後変更されることがあります。

##### (2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	未定 (注) 4	100	自2025年1月21日 至2025年1月23日	2025年1月28日

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の1株当たりの払込金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

- 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。発行価格は、2025年1月9日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2025年1月20日に決定する予定であります。また、当該条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場企業との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他の総合的に勘案して決定する予定であります。
- 発行価額は、2025年1月9日開催の取締役会において決定する予定であります。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。
- 資本組入額について、当社は、2024年12月19日開催の取締役会において、2025年1月20日に決定される予定の

発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に、基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

5. 申し込みに先立ち、2025年1月10日から2025年1月16日までの間でブックランナーであるアイザワ証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することができます。取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回るお応募があった場合にはブックランナーであるアイザワ証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
6. 本取得勧誘の申し込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みに係る書類を提出することとし、2025年1月28日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
7. 株式受渡期日は、2025年1月30日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付はおこないません。

（3）【申込取扱場所】

申込取扱場所	所在地
株式会社N P T	東京都江東区有明三丁目5番7号

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行 五反田支店	東京都品川区西五反田1-27-2

3【株式の引受け】

本取得勧誘において、株式の引受けは実施いたしません。

4【新規発行新株予約権証券】

（1）【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

（2）【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

（1）【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

（2）【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

（3）【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

該当事項はありません。

6【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,200,000,000	200,000,000	1,000,000,000

（注）1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における

る想定公開価格（1,200円）を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないと認められ、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

#### （2）【新規発行等の理由及び手取金の使途】

新規発行等の手取金である差引手取概算額1,000,000千円は、免疫細胞治療の治験費用、再生医療等製品の製造販売の承認を受けるための費用及びその期間における人件費、固定費に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定
免疫細胞治療の治験費用及び当該期間の人件費・固定費	300,000	2025年10月期～2027年10月期
再生医療等製品の製造販売の承認を受けるための費用及び当該期間の人件費・固定費	700,000	2026年10月期～2028年10月期

(注) 上記費用につきましては、現時点において充当時期が決定していないため、実際の充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

### 第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4 【その他の記載事項】

#### 1. TOKYO PRO Marketへの上場について

当社は、前記「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における当社普通株式について、アイザワ証券株式会社を担当J-Adviserに指定し、2025年1月30日にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。

#### 2. ロックアップについて

本取得勧誘に関連して、2022年11月1日から本日までの間に当社の増資に応じていただいた個人及び法人につきましては、担当J-Adviserの事前の書面による同意なしには、上場（売買開始）日後180日の2025年7月28日までの期間（「ロックアップ期間」という）中、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、経営の著しい不振（個人の場合には資産状況の悪化）等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く）を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

## 第二部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期中間
決算年月	2021年10月	2022年10月	2023年10月	2024年4月
売上高 (千円)	—	—	—	—
経常損失(△) (千円)	△152,641	△134,494	△194,047	△94,727
当期(中間)純損失(△) (千円)	△169,267	△145,175	△202,728	△106,928
純資産額 (千円)	99,784	104,608	37,583	△64,345
総資産額 (千円)	124,630	116,200	52,990	20,925
1株当たり純資産額 (円)	47,812.19	22.25	6.14	△16.71
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(中間)損失 (△) (円)	△82,830.83	△34.43	△46.09	△23.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	80.06	90.02	70.92	—
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△159,692	△147,500	△195,308	△27,624
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△10,390	△5,091	△9,154
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108,911	150,000	135,702	14,000
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	102,548	94,657	29,960	7,182
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	6 (—)	7 (—)	10 (—)	7 (—)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、当期(中間)純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていたため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。
8. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第5期(2022年11月1日から2023年10月31日まで)及び第6期中間(2023年11月1日から2024年4月30日)の財務諸表について史彩監査

法人の監査を受けておりますが、第3期及び第4期の財務諸表については当該監査を受けておりません。

9. 2022年11月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行いましたが、第4期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2 【沿革】

年 月	沿 革
2018年11月	再生医療技術を用いた細胞製剤や遺伝子治療薬（モダリティ）の開発を目的として、東京都港区白金台にNeoprecision therapeutics株式会社を設立
2021年 4月	社名を株式会社N P Tに変更
2021年 9月	本店を東京都品川区上大崎に移転
2023年 1月	株式投資型クラウドファンディングにて8,390万円を募集による調達を実施
2024年 1月	本店を東京都江東区有明に移転
2024年 9月	株式投資型クラウドファンディングにて2,440万円を募集による調達を実施
2024年12月	食道がんに対するがん免疫細胞治療の治験開始承認

## 3 【事業の内容】

当社は、「個別化医療の実現で社会に貢献する。」という企業理念のもと、従来の全体的医療では治療困難な病気に対し、個別化医療の医療技術を駆使し、新規薬剤・治療法を臨床開発し、社会に貢献することを目指しています。

### 経営理念

新たな発想で  
新たな希望と  
新たな未来を

Challenge to paradigm shift  
for personalized medicine

現時点において、当社は、疾患領域をがんに特化し、がんに対する再生医療技術を用いたモダリティ<sup>(注1)</sup>の開発を行い、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」という。）の承認の下、治験を行い、再生医療等製品<sup>(注2)</sup>の製造販売の承認を受け、市場に販売する取組みを行っております。

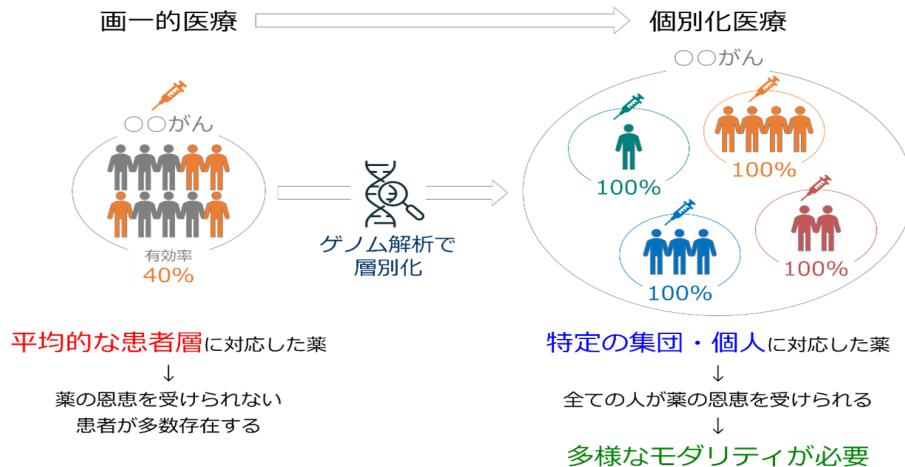
#### （1）個別化医療とは

個別化医療とは、患者背景に基づき個々に適した治療薬を提供する取組みです。これまでの医療は同じ病名であればどの患者に対しても基本的には同じ薬を処方し、効果が無い患者には別の薬をまた一様に処方するといった画一的な治療が主流でした。

しかし現在、ゲノム解析技術<sup>(注3)</sup>の向上により、例え同じ病名の患者であっても遺伝的背景にはバラつき（多様性）があること、そしてそのバラつきが個々の患者における薬の治療効果に影響を与えることが明らかになってきました。特に遺伝子変異が原因で発生する「がん」ではこれが顕著に現れるため、がん領域では個々の患者に対する最適治療の提供、即ちがん個別化医療への期待が高まっています。

がん個別化医療の例として、2019年から日本で保険適用になった「がん遺伝子パネル検査」と呼ばれるゲノム解析があります。この検査によって、一度に数百個の遺伝子を調べ異常な遺伝子とそれに対応可能な治療薬を発見することが出来るようになりました。また、同じ病名のがんであっても遺伝的背景に基づいて患者をいくつかのグループに層別化することも可能になりました。しかしながら、実際に検査を受けても適した治療薬が見つかる確率（治療到達率）は決して高くないのが現状で、この原因として標準治療において既存のがん治療薬の種類が少ないことが挙げられます。がん治療において、抗がん剤、抗体医薬品、免疫チェックポイント阻害剤等の医薬品に加え、近年では細胞や遺伝子等の再生医療等製品と呼ばれる新たなモダリティへの期待が高まっています。今後、こうした多種多様なモダリティが市場にラインナップすることで、がん患者一人ひとりに適した治療薬が見つかる世界が築かれるでしょう。

【図1】



## (2) 当社が目指す個別化医療

個別化治療とは、主に患者のゲノム情報に基づき個々に適した治療を行う取組みであり、現行の平均的な患者に対してデザインされた画一的な治療とは全く異なるアプローチです。ゲノム解析技術が進歩した今、短期間でゲノム情報を集めることで、従来の治療では考慮できなかった患者の遺伝的要因等を治療選択するまでの材料にすることが可能となり、集団から特定個人に対して治療提供ができる時代へと変化しています。

そして現在、個別化医療の導入が期待されている疾患領域は、「がん」であり、がん患者のゲノム情報を活用した「がん個別化医療」の臨床実用化に注目が集まっています。しかし、がん患者一人ひとりに適した治療薬を提供しようとすると多種多様な治療薬（モダリティ）が必要となります、現在のところ最適なモダリティが見つかるケースがほとんどなく、このモダリティの開発が急務であると考えています。

そこで、当社は、疾患領域をがんに特化し、がんに対する再生医療技術を用いた様々なモダリティの開発を行い、特徴としては、開発したモダリティすべてについて、PMDAの承認の下、治験を行い、再生医療等製品の製造販売の承認を受け、市場に販売していくことを目指しています。

2014年11月に再生・細胞医療を、より安全により早く患者に届けることができる、新たな法的枠組みが設けられました。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）で、従来の医薬品、医療機器とは別に「再生医療等製品」という新たなカテゴリーが設けられ、安全性が確保され効果が推定されれば、条件・期限付きで早期に承認される仕組みが導入されました。この新たな法的枠組みの下、当社は様々なモダリティを市場に出すことこそが急務と考え、通常よりも短期間でかつコストを抑えた製品化の実現を目指していきます。

【図2】

<通常の場合の研究開発から製品化の流れ>



<当社の場合の研究開発から製品化の流れ>



### 基礎研究

大学等研究機関との連携を図り、研究機関において基礎研究が充分に行われているモダリティを発掘し、そのモダリティの製品化の研究開発を、研究機関との共同研究により行います。当社で、初めから基礎研究を行うよ

り短期間でかつコストを抑えた基礎研究が行えます。

### 前臨床

当社の開発するモダリティは、人間の免疫機序<sup>(注4)</sup>での実証が必要なものであるため、動物での前臨床は意味をなさないものであることを、PMDAとの間で確認し、前臨床を省いております。このことにより、短期間でかつコストを抑えた製品化が実現可能です。

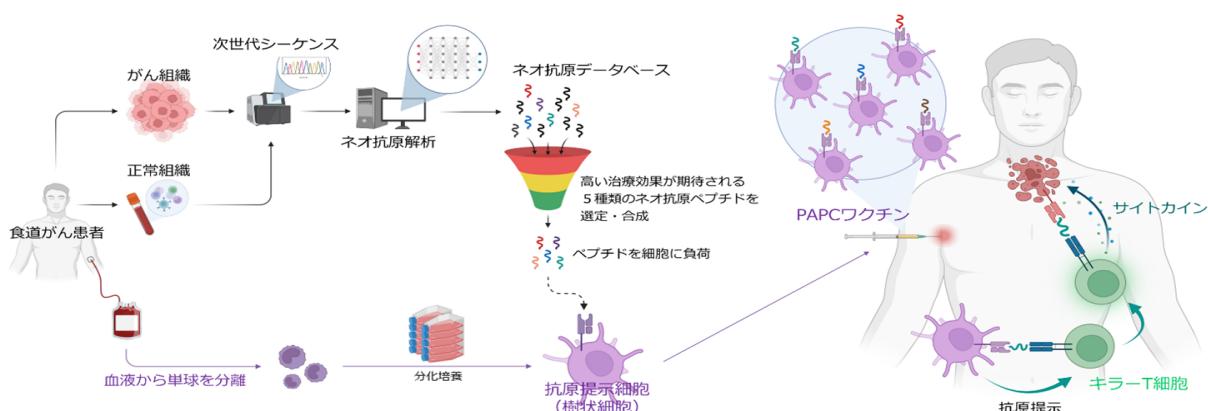
### 再生医療等製品の条件及び期限付き承認制度の適用

当社では、第Ⅰ相試験から第Ⅲ相試験<sup>(注5)</sup>について、従来の「有効性・安全性の確認」を行ってから承認を受け市販されるという制度ではなく、再生医療等製品の条件及び期限付き承認制度の適用を行います。これにより、「有効性の推定・安全性の確認」の段階で、条件・期限を付して承認を受け、市販後に「有効性、さらなる安全性を検証」して承認を受けます。このことにより、早期に条件・期限を付して承認を受け、市販することが可能になります。

### (3) 現在、当社で開発しているモダリティと今後について

現在、当社で開発しているモダリティは、PAPCワクチン (Personalized Antigen Presenting Cell Vaccine) です。PAPCワクチンは、患者のがん細胞に発現するネオ抗原ペプチド<sup>(注6)</sup>と呼ばれる遺伝子変異に由来する変異ペプチド<sup>(注7)</sup>を同じ患者から得られた抗原提示細胞<sup>(注8)</sup>に負荷し、再びそれを患者の体内に戻すがん免疫細胞療法です。当社では、先ずは食道がんの患者を対象としたモダリティとしてPAPCワクチンの開発を行っています。

【図3】

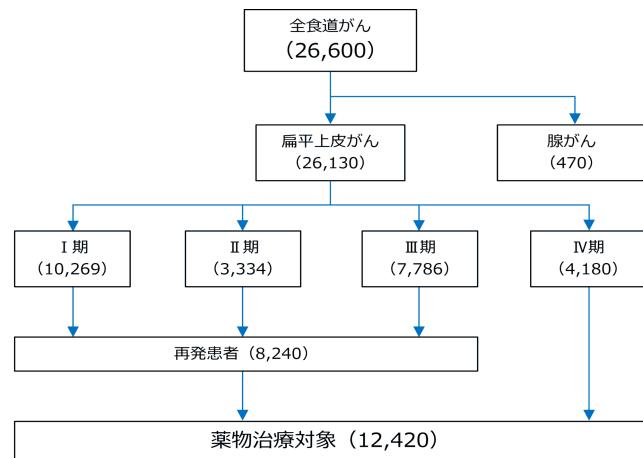


このPAPCワクチンは、2024年12月11日において、治験計画書届出日から30日経過しておりますので、今後、治験実施医療機関との間で治験の実施に係る契約を締結し治験を実施する予定です。（【図2】<当社の場合の研究開発から製品化の流れ>現在は、基礎研究を終え、第Ⅰ相試験・第Ⅱ相試験に位置しています。）。治験は十数名に対して実施予定で「有効性の推定・安全性の確認」を行います。また、CDMO (Contract Development and Manufacturing Organization: 医薬品開発製造受託機関)との間でPAPCワクチンとの製造に係る契約を締結し、治験で実施した製造プロトコルとの同等性試験を行い、再生医療等製品の製造販売業許可を申請し、条件及び期限付き承認制度による薬事申請を行い、薬事承認を受けます。

上市後のPAPCワクチンは、従来の医薬品やバイオベンチャーのライセンスによる収益モデルとは異なり、自社販売し収益の最大化を目指します。また、従来の医薬品は製薬会社が作ったものを医療機関（患者）に卸していましたが、PAPCワクチンは患者からゲノム情報や原料細胞を取り出し製造加工した製品を再び患者に戻す治療であるため、製造（ゲノム情報の取得、原料細胞の採取・製造加工）と販売（治療）を一社で担う方が情報管理の正確性が上がり、それに費やす時間的コストも削減されます。さらに、これらは結果として患者メリットにも繋がるため、一貫した製造販売体制の構築は合理的と考えております。なお、製造加工及び品質管理は外部に委託します。また、PAPCワクチンの販売については対象がん患者が治療を受けている病院にアプローチし、投与実績を積み重ね認知を広めることで拡大を目指します。

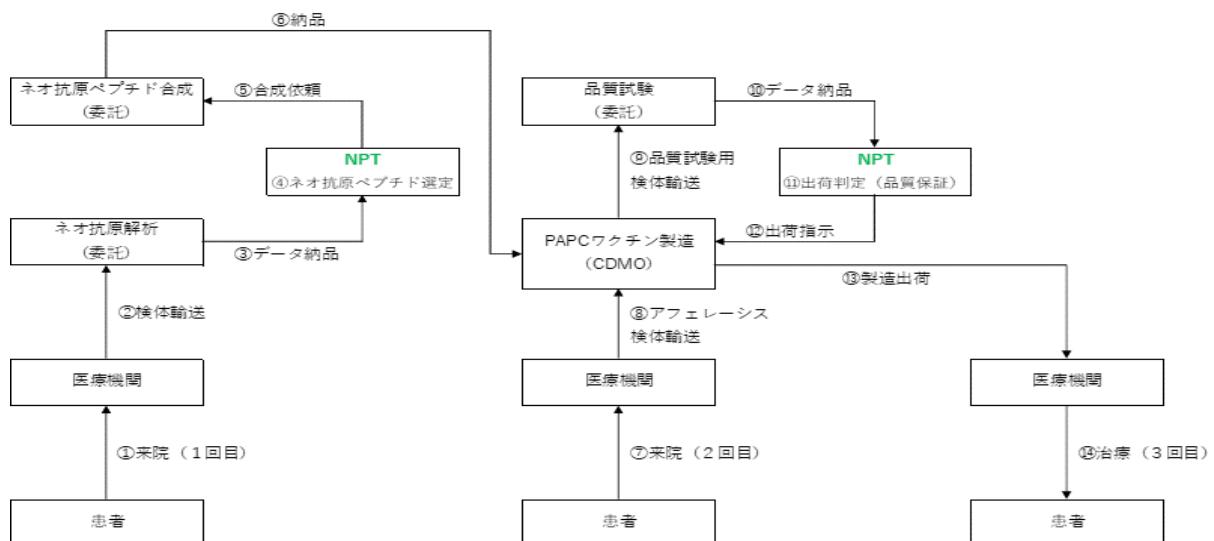
PAPCワクチンに関しては、先ずは食道がん患者を対象とする薬物治療として開発しています（図4）。その中でも治癒切除が困難な状態、標準的な薬物治療を終えた状態又は副作用等により投与継続が困難な状態の患者に対する治療法を想定していますが、当社では対象とするがんの適用の拡大を図っていく予定です。

【図4】



公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計2022」を基に当社作成

【図5】



- (注) 1. モダリティとは、低分子薬、抗体医薬、核酸医薬、細胞治療、遺伝子細胞治療、遺伝子治療などの治療手段のこと。
2. 再生医療等製品とは、「遺伝子や細胞を使って疾患を治療、予防する製品」のこと。
3. ゲノムとは、ある生物の全ての遺伝情報を意味します。ヒトの遺伝情報はDNA（デオキシリボ核酸）に「A」「T」「C」「G」の文字列で記録されており、このDNAの文字列をコンピュータで解読する技術を言います。
4. 免疫機序とは、体内に侵入した病原体や体内で発生したがんに対する免疫細胞による生体防御反応を言います。
5. 第I相試験から第III相試験とは、一般的な治験は、第I相臨床試験、第II相臨床試験、第III相臨床試験から構成されます。第I相臨床試験では少数の患者を対象に用法用量の確認、副作用等の安全性を確認します。第II相臨床試験では比較的少数の患者を対象に安全性に加えて有効性を確認します。第III相臨床試験では、多数の患者を対象に有効性と安全性を確認します。
6. ネオ抗原ペプチドとは、がん細胞内で生じた変異遺伝子から作られるペプチドのことを言います。ペプチドとはアミノ酸が数個～数十個つながった物質ですが、ネオ抗原ペプチドを構成するアミノ酸の配列（種類）は一人ひとり異なります。そのため、ネオ抗原ペプチドを用いた治療薬は個別化治療薬とも呼ばれています。
7. ペプチドとはアミノ酸が数個～数十個つながった物質で遺伝子と呼ばれる設計図から作られ、細胞の表面にも発現しています。正常な細胞では遺伝子に変異が入っていませんが、がん細胞では多くの遺伝子に変異がみられます（変異遺伝子）。この変異した遺伝子から作られるペプチドを変異ペプチド（ネオ抗原ペ

プチド) と言います。

8. 抗原提示細胞とは、T細胞に抗原(ペプチド)を提示する(記憶させる)細胞の総称で、樹状細胞と呼ばれる細胞がこの能力に長けている細胞として知られています。

#### 4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 発行者の状況

2024年11月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7	48.1	2.9	5,000

(注) 臨時従業員はありません。

当社は、単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	従業員数(人)
製造部門	2
臨床開発部門	2
管理部門	3
合計	7

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

第5期事業年度（自2022年11月1日 至2023年10月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウィルス感染症による社会経済活動の制約が大幅に緩和され、正常化が進んだ一方、長期化しているロシアのウクライナ侵攻の影響や欧米ならびに中国の景気後退懸念、中東あるいは東アジアの地政学的リスク等からわが国の経済を下振れされるリスクが多数存在しており、先行きについて極めて不透明な状況が続いております。

このような経営環境の中、当社では「がん免疫細胞療法」の治験開始に向けた独立行政法人医薬品医療機器総合機構との再生医療等製品の品質及び安全性に係る相談（レギュラトリーサイエンス戦略相談）を実施しましたが、いまだ研究開発段階にあるために売上高の計上ではなく、研究開発費を含む一般管理費を177百万円計上しました結果、営業損失は177百万円、経常損失は194百万円、当期純損失は202百万円となりました。

第6期中間会計年度（自2023年11月1日 至2024年4月30日）

当中間会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあり緩やかな回復が見られました。一方でウクライナ情勢・中東情勢等による不透明感に加え、世界的な金融引き締めや中国経済の先行き懸念、エネルギーコストや原材料価格の高騰による物価上昇が継続し、家計の実質所得の減少や企業のコスト負担の増加等、家計・企業を取り巻く環境は厳しいものとなりました。

このような経営環境の中、当社では引き続き「がん免疫細胞療法」の治験開始に向けた独立行政法人医薬品医療機器総合機構との再生医療等製品の品質及び安全性に係る相談（レギュラトリーサイエンス戦略相談）を実施し、残り一つの事項を解決するための研究開発を実施いたしました。その結果、いまだ研究開発段階にあるため売上高の計上ではなく、研究開発を含む一般管理費を95百万円計上しました結果、中間営業損失は95百万円、中間経常損失は94百万円、中間純損失は106百万円となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

第5期事業年度（自2022年11月1日 至2023年10月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ64百万円減少し、29百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は、195百万円となりました。これは主に、税引前当期純損失202百万円の計上によるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、5百万円となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出4百万円によるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、135百万円となりました。これは主に、株式の発行による収入133百万円によるものです。

第6期中間会計年度（自2023年11月1日 至2024年4月30日）

当中間会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は7百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果支出した資金は、27百万円となりました。これは主に、税引前中間純損失106百万円の計上によるもの及び前受金の増加55百万円によるものです。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は、9百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出6百万円、敷金の差入による支出5百万円、投資その他の資産の売却による収入3百万円によるものです。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、14百万円となりました。これは、株式の発行による収入5百万円、短期借入金の借入9百万円によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、当事業年度以前においては生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社は、当事業年度以前においては受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当社は、当事業年度以前においては販売活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

## 3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、特定証券情報の公表日現在において当社が判断したものであります。

当社は「個別化医療の実現で社会に貢献する」という企業理念のもと、新規薬剤・治療法の臨床開発を行っておりますが、現在行っています食道がん向けがん免疫細胞療法（PAPCワクチン）の治験における臨床開発を経て、再生医療等製品の製造販売の承認を得て、市場にて販売を開始するまでの間は、売上高の計上はなく、研究開発費、人件費、固定費の支出が先行で行われていきます。このため、パフォーマンスを上げることによる短期で治験を成功するという実績を出す体制及び当社を理解して応援いただける投資家からの増資による資金調達が必須となります。

このことを実現するためには、①コンプライアンスの遵守とガバナンスが働く体制の構築、②その体制を運用する優秀な人材の確保及び教育、③適時開示体制の強化と積極的なIR活動が特に優先的な対処すべき課題と考え、取り組んでいきます。

### ①コンプライアンスの遵守とガバナンスが働く体制の構築

当社は、PAPCワクチンの治験を行うため、特に厳しいコンプライアンス遵守が必要であり、かつ、短期で治験の成功を行うためのハイパフォーマンスを実現するために、最先端の体制を構築することにチャレンジする必要があります。コンプライアンスは、法令、定款、企業理念を遵守することはもちろんのこと安全かつ高品質の製品を製造するための手順を徹底します。また、その遵守のために、社外取締役体制、監査役体制、内部監査体制、外部監査体制を整備し、執行役員制度を導入し。業務の執行と会社経営を区分することにより、ガバナンスが働く体制を整備し、その体制での運用を行ってまいります。

### ②優秀な人材の確保及び教育

厳しいコンプライアンス体制の遵守・維持・継続及び更なる厳しい体制の構築を行うこと及び継続した研究開発活動の実施のためには、優秀な人材の確保・教育が必須であります。

人材の確保のためには、通常の人材紹介会社の利用ではなく、常に大学等の研究機関との関係を密にし、情報交換を実施することにより、優秀な人材の確保を行ってまいります。

また、確保した優秀な人材の定着のために、働きやすい環境の整備を行うとともに、自らモノを考え実行するという組織を構築してまいります。研究開発部門は、裁量労働制の導入、その他の部門は、完全フレックス制度の導入を行い、その運用を経て、この組織の整備・構築を図ってまいります。また、在宅ワーク制度、副業制度を導入し、何時でも、どこでも仕事ができる環境の整備を行ってまいります。

### ③適時開示体制と積極的なIR活動の実施

適時開示体制（早期に取締役会、株主、投資家に開示できる体制）を強化してまいります。

そのために、内部統制システムの構築を行うことによって、正しくそして早い情報の伝達を行う体制強化に取り組みます。また、担当J-Adviserとの協力の下、機関投資家、特定投資家向けのIR活動を実施してまいります。

当社の状況を適時・適切に開示していくこと、情報を発信することにより、企業価値推移を理解していただき、投資家の皆様からの資金調達を適切に実施し、企業としての成長を図ってまいります。

## 4 【事業等のリスク】

当社の事業展開に関して、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは以下の通りであります。

なお、必ずしも事業上のリスク要因と考えていない事項につきましても、投資者の判断上重要であると考えられ

る事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。文中の将来に関する事項は、特定証券情報の公表日現在において当社が判断したものであり、また、当社の事業上のリスクをすべて網羅するものではありません。

#### （1）研究開発の不確実性に関わるリスク

当社は、再生医療等の技術を用いた個別化医療のモダリティの開発を行っております。このモダリティの臨床開発による新薬として承認され上市されること及び再生医療等製品製造販売承認を取得することにより、事業の収益を得るために先行投資を行っております。

しかしながら、研究開発投資に見合うだけの事業化等による研究成果が得られなかつた場合や、再生医療等製品の臨床開発において必ずしも当社の期待したとおりの結果が得られるとは限らず、結果として再生医療等製品の製造販売承認が得られなかつた場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。現在において治験を行っているモダリティはPAPCワクチンのみであります。

#### （2）免疫細胞治療に関するイメージ悪化のリスク

免疫細胞治療等の再生医療は、未だ日進月歩の新技術であるため多くの医療関係者により、様々な技術や治療方法が開発、発表され、「再生医療等安全性確保法」の下で、多くの医療関係者により施術が行われております。その中には、想定しない甚大な副作用を起こすリスクもあります。そのような、甚大な副作用等の損害が発生した場合、再生医療という新技術に対してイメージの悪化が起こる可能性があります。

そのような業界イメージの悪化は、将来、当社が上市した際の患者数の減少を引き起こすだけでなく、当社自体への経営環境の悪化を引き起こし、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

#### （3）他企業の参入

当社の製品の適用がん種は、食道がんをターゲットとしております。食道がんをターゲットとする免疫細胞治療においては、現在のところ、当社の製品が先行しており、食道がんにおいて、当社製品の上市が承認された場合、当社では、他のがん種への適用拡大を図ることによって、当社の企業価値を最大化することを計画しております。

しかしながら、他のがん種をターゲットとする免疫細胞治療において、当社よりも先行して他企業が参入した場合、そのがん種をターゲットとする当社製品の適用項目の拡大は難しく、結果として財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります

#### （4）バイオテクノロジーの進歩に伴う競合

当社の属するバイオテクノロジー業界は、急速に変化・拡大しておりますが、特にがん治療分野では、新しい治療薬の研究開発が進んでおります。大手企業が、がんをターゲットとして開発を進める免疫チェックポイント阻害薬、分子標的薬、遺伝子治療薬等保険適用される画期的な新薬が開発・販売されております。仮に免疫細胞治療との併用とは関連なく、治療効果の高い医薬品が開発された場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

また、当社においては、積極的な研究開発投資による新技術の対応を行っておりますが、当社の主力製品となっている免疫細胞治療に代わる画期的な治療法が開発された場合には、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

#### （5）品質管理体制等に係るリスク

当社は、「医薬品医療機器等法」の下、これまで培った経験・知見、再生医療分野の事業ノウハウを用いて効率的に適合させ、事業を邁進しておりますが、人材の流出、培地や試薬の不良品の混入、劣化、細胞加工の過程における人為的な過失、地震や火災等の災害等が発生した場合には、重大な事故に繋がる恐れもあり、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

#### （6）法的規制の影響に係るリスク

当社は、「医薬品医療機器等法」の法的規制の適用を受けております。

この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の品質、有効性及び安全性の確保並びにこれらの使用による保険衛生上の危害の発生及び拡大の防止のために必要な規制を行うとともに、指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか、医療上特にその必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

当社は、この法律に基づいて、治験開発を行っていきますが、関係官庁の動向や当社が想定し得ない規制強化が生じた場合には、その対応のためのコストが発生する可能性があり、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー

の状況に影響を与える可能性があります。

#### (7) 被験者の健康被害に関するリスク

当社は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認のもと、被験者からがん細胞の提供、正常細胞の提供、アフェレシスによる単球の提供を受け、当社の製品を製造し、被験者に皮内投与を行うことにより治験を進めてまいります。この治験に関しては、被験者の安全性を考えたプロトコルでの実施を行い、細心の注意を払って実行してまいりますが、当社が想定し得ない事項により、被験者の健康被害が生じる可能性があります。

当社は、そのような場合の補償として再生医療等研究において生じた被験者の健康被害に対する賠償責任保険に加入しておりますが、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

#### (8) 事業運営体制に関するリスク

当社の従業員は、2024年10月末現在において7名であり、取締役兼務の執行役員2名と合わせて9名で事業運営を行っており、小規模な組織であると認識しております。また、事業を展開している施設等についても必要最低限となっています。人員が何らかの理由により欠員したとしても、また、施設等が何らかの理由で利用できなくなった場合においても、内部管理システムの構築、マニュアル等によるプロトコルの確立を行っているために、採用による増員、施設の変更を行い問題なく事業運営は出来るものと考えています。しかしながら、人員の採用までの期間、施設等の変更が何らかの理由により長期化した場合には、当社の事業運営が困難となり、結果として、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

#### (9) 繙続企業の前提に関する事項

当社は、食道がんをターゲットとするがん免疫細胞療法について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認のもとで、企業治験を行い、再生医療等製品の製造販売承認を受け、上市し売上を計上するまでの間、売上の計上がなく、増資等により調達した資金を、開発に先行投資しているため、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローが発生しており、継続企業の前提に疑義を生じさせるリスクが存在しております。

今回の上場時の資金調達により、治験開発及び会社存続のための人件費・固定費として治験期間で必要な3億円及び再生医療等製品の製造販売承認を受けるために必要な7億円の合計10億円の調達を計画しております。

この資金調達において、最低3億円の調達が出来なかった場合には、企業として継続できない可能性があり、また、当社が想定し得ない事項により、治験期間が当社の計画よりも大幅に延期した場合には、3億円を超える費用が発生する可能性があります。

#### (10) 情報漏洩に関するリスク

当社は、従業員、取引先、顧問等の個人情報に加え、技術・営業・その他の事業に関わる機密情報を保持しております。また、被験者のモニタリングを実施する治験担当者は、被験者の個人情報を知り得る可能性があります。

それらの情報の保護については、社内規程の制定、従業員への教育、業務委託先も含めた指導等の対策を実施しておりますが、情報漏洩を完全に防げるとは限りません。万が一情報漏洩が生じた場合、当社の信用は低下し、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

#### (11) 大規模災害等の影響

地震、火災、台風等に加え、洪水、津波等の自然災害により、当社の事業所、提携医療機関、提携大学等に大規模な損害が発生した場合、もしくは新型コロナ感染症等、感染症の拡大によるパンデミックが発生し、事業継続に支障が発生した場合、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

#### (12) 担当J-Adviserとの契約の解除について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのはアイザワ証券株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかつたときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-

Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

#### <J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
  - ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
  - ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

##### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

##### a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となつた重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

##### ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用 を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又は i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

#### ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

#### ⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

#### ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書について「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

#### ⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

#### ⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなつた場合又は委託しないこととなることが確実となつた場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難に陥る方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、特定証券情報公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社は、がんについての再生医療等製品についての基礎研究、商業化を目指した技術開発から臨床開発までの研究開発を推進しております。

当事業年度における研究開発は、がん免疫細胞療法（PAPCワクチン）の治験開始に向けた安全性の確認のための

研究開発を行っており、その研究開発費は73,553千円であり、また、その研究開発に携わる人員は、2023年10月末現在4名であり、これは総従業員数の57%に相当します。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示金額に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 当事業年度の経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

### (3) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

### (4) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

資本の財源は、すべて投資家からの増資による調達であり、資金のほとんどは銀行預金であり流動性は極めて高いものと考えております。また、当社は、治験が完了し、再生医療等製品の製造販売の承認を受け。市場にて販売が開始されるまでの間、売上の計上ではなく、研究開発費、人件費その他固定費の支出が先行する会社です。治験費用と治験期間における人件費その他固定費の支出額は3億円であり、上場時の資金調達において最低3億円の調達が必要です。また、製造販売の承認を受けるための量産体制の確立のために、研究開発、人件費その他固定費の支出は7億円が想定され、合計10億円の調達が必要です。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当社では、資金需要を極力抑え、研究開発活動に特化しているため当事業年度においては、設備投資は行っておりません。

### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備はございません。

なお、当社は、単一セグメントであるため、セグメントごとに記載しておりません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年10月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年12月19日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	5,388,700	4,457,900	4,611,300	非上場	単元株式数は100株であります。
計	10,000,000	5,388,700	4,457,900	4,611,300	—	—

(注) 1. 2022年11月20日開催の株主総会決議により、定款の変更が行われ、2022年11月20日付で発行可能株式総数は

9,993,000株増加し、10,000,000株となっております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権（2021年8月2日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年10月31日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数（個）	660,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	660,000（注）1	660,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	750（注）2	750（注）2
新株予約権の行使期間	2023年8月2日～ 2036年7月31日 (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 750 資本組入額 375	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間

2023年8月2日から2036年7月31日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役及び当社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は、本新株予約権の権利行使可能期間中において、甲の株式が東京証券取引所その他の株式市場（国内外問わず）に上場（東京プロマーケット上場を除く）した日より180日を経過したときより行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権は、当社の2021年10月期から2028年10月期までの8事業年度のいずれかにおいて、支払利息、減価償却控除前税引前利益が10億円を超えた場合にのみ、行使することができる。
- ⑤ 本新株予約権は、割当日から3年を経過する日までに、1株当たり750円を下回る価格で、普通株式の発行、

新株予約権の発行、株式の売買等がなされた場合には、未行使部分の新株予約権を失効する。

- ⑥ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

第2回新株予約権（2023年5月19日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年10月31日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数（個）	110,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	110,000（注）1	110,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,000（注）2	1,000（注）2
新株予約権の行使期間	2023年8月2日～ 2036年7月31日 (注)3	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{行使価格}} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 新株予約権を行使することができる期間

2023年8月2日から 2036年7月31日まで（行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。）

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役および当社の従業員、当社の協力者、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権の行使は、本新株予約権の行使可能期間中において、甲の株式が東京証券取引所その他の株式市場（国内外問わず）に上場（東京プロマーケット上場を除く）した日より 180 日を経過したときより行使することができるものとする。

- ④ 本新株予約権は、当社の2023年10月期から2030年10月期までの8事業年度のいずれかにおいて、支払利息、減価償却控除前税引前利益が10億円を超えた場合にのみ、行使することができる。
- ⑤ 本新株予約権は、割当日から本新株予約権は、割当日から3年を経過するまでに、1株当たり1,000円を下回る価格で、普通株式の発行、新株予約権の発行、株式の売買等がなされた場合には、未行使部分の新株予約権を失効する
- ⑥ その他の条件については、新株予約権に係る契約に定めるところによる。

第3回新株予約権（2024年1月26日定時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (2023年10月31日)	公表日の前月末現在 (2024年11月30日)
新株予約権の数（個）	—	235,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	235,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,000（注）2
新株予約権の行使期間	—	2026年2月1日～ 2034年1月25日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	—	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
3. 新株予約権を使用することができる期間  
2026年2月1日から2034年1月25日まで

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、当社取締役の過半数による決定により当該地位の喪失につき正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。
- ③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2023年1月19日 (注) 1	83,900	4,407,900	41,950	321,900	41,950	321,600
2023年8月28日 (注) 2	50,000	4,457,900	25,000	346,900	25,000	346,600
2024年2月29日 (注) 3	5,000	4,462,900	2,500	349,400	2,500	349,100
2024年5月15日 (注) 4	10,000	4,472,900	5,000	354,400	5,000	354,100
2024年7月17日 (注) 5	3,000	4,475,900	1,500	355,900	1,500	355,600
2024年9月24日 (注) 6	111,000	4,586,900	55,500	411,400	55,500	411,100
2024年9月26日 (注) 7	24,400	4,611,300	12,200	423,600	12,200	423,300

(注) 1. 2023年1月19日を払込期日とする株式投資型クラウドファンディングにより、発行済株式総数が83,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ41,950千円増加しております。

2. 有償第三者割当

発行価格 1,000円  
資本組入額 500円

3. 有償第三者割当

発行価格 1,000円  
資本組入額 500円

4. 有償第三者割当

発行価格 1,000円  
資本組入額 500円

5. 有償第三者割当

発行価格 1,000円  
資本組入額 500円

6. 有償第三者割当

発行価格 1,000円  
資本組入額 500円

7. 2024年9月26日を払込期日とする株式投資型クラウドファンディングにより、発行済株式総数が24,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ12,200千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2024年11月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況（株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	8	—	—	493	501	
所有株式数 (単元)	—	—	—	11,645	—	—	34,468	46,113	

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
個人以外	個人								
所有株式数の割合（%）	—	—	—	25.3	—	—	74.7	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

「第五部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2024年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 4,611,300	46,113	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	4,611,300	—	—
総株主の議決権	—	46,113	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2021年8月2日	2023年5月19日	2024年1月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員4名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員2名 当社協力者5名	当社取締役4名 当社従業員9名（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	—	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—	—

- (注) 1. 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。  
 2. 本書公表日現在、付与対象者は退職による減少により、当社取締役4名、当社従業員7名であります。

#### (10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

### 2 【自己株式の取得等の状況】 【自己株式等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3 【配当政策】

当社は、これまで、配当を実施した実績はなく、当期末においても累積損失が発生しております。そのため、まずは再生医療等製品の製造・販売の承認取得に向けた研究開発費及びその期間における人件費その他固定費への資金充当を優先させ、早期の累積損失の解消に努めてまいります。

### 4 【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性6名 女性一名 (役員のうち女性の比率一%)

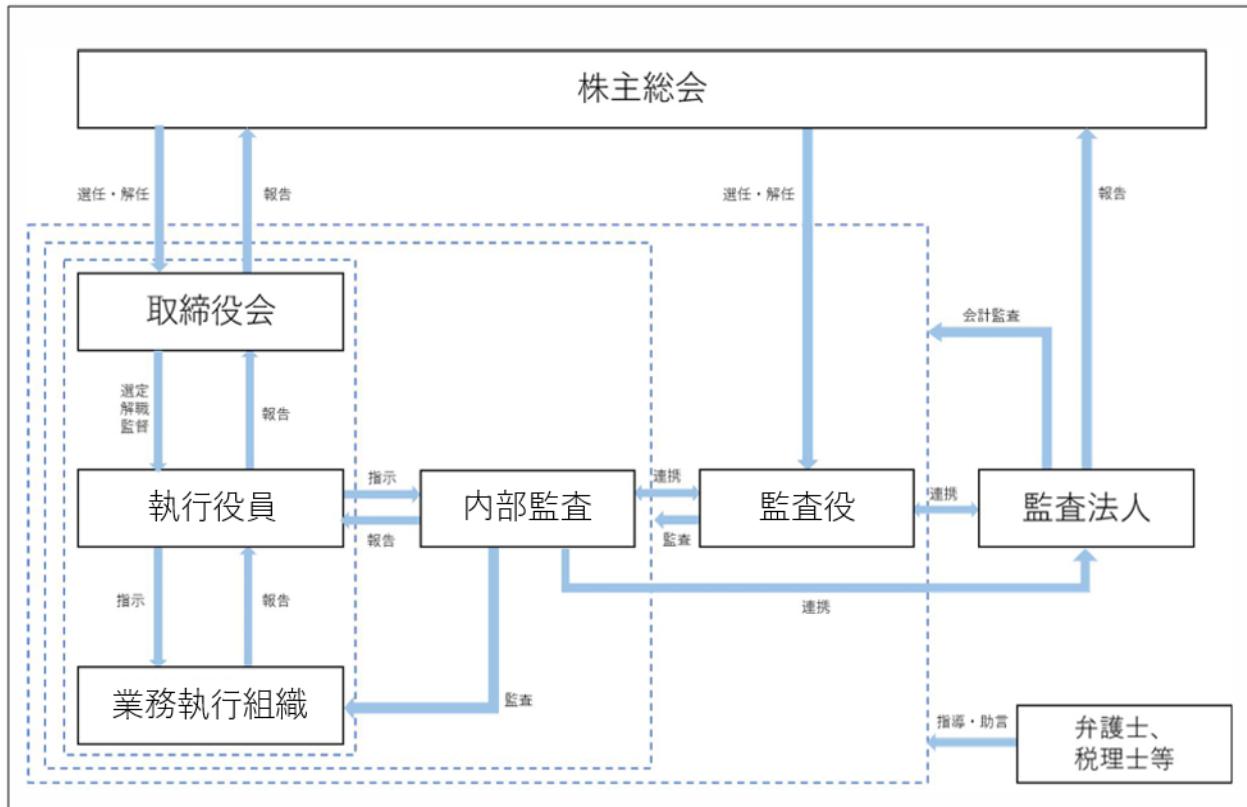
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	執行役員CEO	原 健一郎	1984年1月20日生	2014年3月 三重大学大学院 生命医科学専攻 感染症制御医学/分子遺伝学講座 修了 博士（医学） 2014年4月 バイオコモ株式会社 2015年5月 医療法人社団 聖友会 内藤メディカル・クリニック 2017年5月 新日本製薬株式会社 商品部 2020年1月 当社代表取締役兼執行役員CEO就任（現任）	(注) 2	(注) 4	80,600
取締役	執行役員CFO	大貫 篤志	1968年9月7日生	1990年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 2003年1月 株式会社シコー技研（現シコー株式会社）取締役 2006年6月 ユビキタスAIコーポレーション株式会社 監査役 2009年9月 税理士法人E&M ファウンダー 2010年9月 株式会社TNPパートナーズ 監査役 2019年4月 株式会社STG 監査役（現任） 2021年1月 当社取締役兼執行役員CFO就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,500
取締役	-	山下 勝博	1961年3月16日生	1984年4月 野村證券株式会社、国内支店営業、野村國際（香港）駐在、投資情報部、企業部 2000年9月 株式会社TSUNAMIネットワークパートナーズ（現株式会社TNPパートナーズ）設立メンバー 2003年6月 株式会社TNPパートナーズ 取締役 2005年4月 株式会社TNPオンザロード 代表取締役社長 2007年2月 ベンチャー支援組織「TSUNAMI」（現 特定非営利活動法人ベンチャー支援機構MINERVA）理事 2019年5月 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,000
取締役	-	宮島 篤	1953年3月7日生	1980年3月 東京大学大学院理学部研究科生物化学専攻博士課程修了 博士（理学） 1982年1月 米国DNAX分子細胞生物学研究所 主任研究員、研究員、ポスドク（博士研究員） 1994年10月 東京大学分子細胞生物学研究所 教授 2003年4月 東京大学分子細胞生物学研究所 所長 2018年4月 東京大学定量生命科学研究所 特任教授（現任） 2019年5月 当社取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 4	1,000
常勤監査役	-	田中 秀一	1957年2月23日生	1982年7月 野村證券株式会社、海外投資顧問室 1984年12月 野村證券株式会社、野村國際（香港）駐在、株式・債券営業 Vice President 1989年 野村ハップコックプラウン株式会社 海外不動産部 1991年2月 株式会社メニンガー 代表取締役 2015年8月 グレートジャイアントーズ株式会社 General Manager 2023年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 3	(注) 4	100
監査役 (注) 1	-	柴田 聰	1963年11月11日生	1988年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ） 1999年10月 勝島敏明税理士事務所（現デロイトトーマツ税理士法人） 2000年10月 株式会社TSUNAMIネットワークパートナーズ（現株式会社TNPパートナーズ） 2003年6月 柴田コンサルティング事務所開設（現任） 2022年1月 当社監査役就任（現任）	(注) 3	(注) 4	200
計							84,400

(注) 1. 監査役柴田聰は、社外監査役であります。

2. 取締役は2024年10月29日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年11月1日から2024年10月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 監査役は、2024年10月29日開催の臨時株主総会の決議を受け、2023年11月1日から2027年10月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 2023年10月期における役員報酬の総額は25,430千円を支給しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、会社全体の内部統制の継続的な強化をはかり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高まるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示を実行できるよう努めてまいります。

#### ② 会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は取締役4名（うち社外取締役1名）により構成されており、原則として、月1回の定期取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、経営計画に関する事項をはじめ、開発計画、資金計画などの会社運営に関わる事項や会社法及び取締役会規程で定められた事項について決定を行います。

また、各執行役員からは業務の進捗や経営上の課題への取組みなどが報告され、取締役会では、この執行役員に対する職務執行を監督し、執行役員の選定や解職を行います。

なお、代表執行役員CEOと執行役員CFOは、取締役と兼務のため、業務執行を行わない常勤取締役1名がその監督を行います。

##### ロ. 執行役員

執行役員は、代表執行役員CEOをはじめ、各部門責任者として3名の執行役員（うち1名は代表執行役員CEOが兼務）がおります。執行役員は、各部門の業務執行組織への指示を行い、その業務執行組織からの報告を受けるとともに、職務権限規程に基づいて職務権限を執行します。

各執行役員は、不定期に必要あるごとに会議を開催し、部門を横断する業務についての調整を図り、取締役会に報告すべき事項を、代表執行役員CEOに報告します。

##### ハ. 監査役

監査役には、常勤監査役1名と社外監査役1名がおります。原則として、月1回の監査役意見交換会において監査報告を行っております。各監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

監査役と会計監査人は定期的に情報交換、意見交換するなど連携を図っております。

## ニ. 会計監査

当社は、史彩監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、伊藤肇氏及び泉多枝子氏であり、いずれも継続監査年数7年以内であります。なお、大塚貴史は2023年11月期の監査において業務を執行する公認会計士として関与しておりましたが、2023年6月末で退任しております。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士8名、その他4名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

### ③ 内部統制システムの整備状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

### ④ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社は社外取締役1名、社外監査役1名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っております。また、社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

社外取締役は、宮島篤氏であり、同氏は東京大学定量生命科学研究所の特任教授であり、当社の研究内容についても豊富な専門的知識を有しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係・資本的関係・取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役は、柴田聰氏であり、同氏は、以前有限責任監査法人トーマツ及び税理士法人トーマツに勤務していたことがあります。現在は、会社の代表者として経営をおこなっておりますことから、豊富な経験と専門的知識を有しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係・資本的関係・取引関係その他利害関係はありません。

### ⑤取締役および監査役の定数

当社は、取締役を5名以内、監査役を3名以内とする旨を定款に定めております。

### ⑥役員の報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	17,400	17,400	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	6,030	6,030	—	—	1
社外役員	2,000	2,000	—	—	3
計	25,430	25,430	—	—	6

### ⑦取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

### ⑧株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

### ⑨中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な配当政策を遂行できるよう、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑩自己株式の取得に関する事項

該当事項はありません。

⑪取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲で、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑫責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑬支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主はいませんが、支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時に把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑭株式の保有状況

該当事項はありません。

（2）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	7,500	—
計	7,500	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の規模・業務の特性、監査業務の内容、監査日数・要員数等を総合的に勘案し、監査報酬額を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

### 2 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 3. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度（2022年11月1日から2023年10月31日まで）の財務諸表について、史彩監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年11月1日から2024年4月30日まで）の中間財務諸表について、史彩監査法人の中間監査を受けております。

### 4. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年10月31日)	当事業年度 (2023年10月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	94,657	29,960
前渡金	9,300	5,988
未収還付消費税等	8,616	12,183
その他	1,087	2,406
<b>流動資産合計</b>	<b>113,661</b>	<b>50,539</b>
<b>固定資産</b>		
投資その他の資産		
出資金	2,538	2,451
投資その他の資産合計	2,538	2,451
<b>固定資産合計</b>	<b>2,538</b>	<b>2,451</b>
<b>資産合計</b>	<b>116,200</b>	<b>52,990</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払金	6,909	10,552
未払法人税等	2,152	2,461
その他	2,529	2,393
<b>流動負債合計</b>	<b>11,591</b>	<b>15,407</b>
<b>負債合計</b>	<b>11,591</b>	<b>15,407</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>	<b>279,950</b>	<b>346,900</b>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>	<b>279,650</b>	<b>346,600</b>
<b>資本剰余金合計</b>	<b>279,650</b>	<b>346,600</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>	<b>△463,402</b>	<b>△666,130</b>
<b>繰越利益剰余金</b>	<b>△463,402</b>	<b>△666,130</b>
<b>利益剰余金合計</b>	<b>96,197</b>	<b>27,369</b>
<b>株主資本合計</b>	<b>8,411</b>	<b>10,213</b>
<b>新株予約権</b>	<b>104,608</b>	<b>37,583</b>
<b>純資産合計</b>	<b>116,200</b>	<b>52,990</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>116,200</b>	<b>52,990</b>

## 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

当中間会計期間  
(2024年4月30日)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金	7,182
前渡金	1,780
未収還付消費税等	5,065
その他	1,572
流動資産合計	15,600

## 固定資産

投資その他の資産	
差入保証金	5,324
投資その他の資産合計	5,324
固定資産合計	5,324
資産合計	20,925

## 負債の部

## 流動負債

短期借入金	9,000
未払金	11,399
未払法人税等	1,965
前受金	55,000
その他	2,679
流動負債合計	80,044

## 固定負債

資産除去債務	5,226
固定負債合計	5,226
負債合計	85,271

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	349,400
資本剰余金	
資本準備金	349,100
資本剰余金合計	349,100
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△773,059
利益剰余金合計	△773,059
株主資本合計	△74,559
新株予約権	10,213
純資産合計	△64,345
負債純資産合計	20,925

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2021年11月1日 至2022年10月31日)	当事業年度 (自2022年11月1日 至2023年10月31日)
売上高	—	—
売上原価	—	—
売上総利益	—	—
販売費及び一般管理費	※1,2 135,066	※1,2 177,258
営業損失（△）	△135,066	△177,258
営業外収益		
受取利息	0	0
助成金収入	313	—
受取手数料	327	137
その他	20	106
営業外収益合計	661	245
営業外費用		
支払手数料	—	16,780
匿名組合投資損失	89	87
その他	—	166
営業外費用合計	89	17,033
経常損失（△）	△134,494	△194,047
特別損失		
減損損失	※3 10,390	※3 8,391
特別損失合計	10,390	8,391
税引前当期純損失（△）	△144,885	△202,438
法人税、住民税及び事業税	290	290
法人税等合計	290	290
当期純損失（△）	△145,175	△202,728

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自2023年11月1日 至2024年4月30日)
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	<b>※1,2 95,254</b>
営業損失（△）	<b>△95,254</b>
営業外収益	
受取利息	0
匿名組合解約益	548
その他	4
営業外収益合計	<b>553</b>
営業外費用	
支払利息	11
租税公課	15
営業外費用合計	27
経常損失（△）	<b>△94,727</b>
特別損失	
減損損失	<b>※3 12,056</b>
特別損失合計	<b>12,056</b>
税引前中間純損失（△）	<b>△106,783</b>
法人税、住民税及び事業税	145
法人税等合計	145
中間純損失（△）	<b>△106,928</b>

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2021年11月1日 至2022年10月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	204,950	204,650	204,650	△318,227	△318,227	91,372	8,411 99,784		
当期変動額									
新株の発行	75,000	75,000	75,000	—	—	150,000	— 150,000		
当期純損失（△）	—	—	—	△145,175	△145,175	△145,175	— △145,175		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	75,000	75,000	75,000	△145,175	△145,175	4,824	— 4,824		
当期末残高	279,950	279,650	279,650	△463,402	△463,402	96,197	8,411 104,608		

当事業年度（自2022年11月1日 至2023年10月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計				
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	279,950	279,650	279,650	△463,402	△463,402	96,197	8,411 104,608		
当期変動額									
新株の発行	66,950	66,950	66,950	—	—	133,900	— 133,900		
当期純損失（△）	—	—	—	△202,728	△202,728	△202,728	— △202,728		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	1,802 1,802		
当期変動額合計	66,950	66,950	66,950	△202,728	△202,728	△68,828	1,802 △67,025		
当期末残高	346,900	346,600	346,600	△666,130	△666,130	27,369	10,213 37,583		

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自2023年11月1日 至2024年4月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計				
	資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	346,900	346,600	346,600	△666,130	△666,130	27,369	10,213	37,583	
当中間期変動額									
新株の発行	2,500	2,500	2,500	—	—	5,000	—	5,000	
中間純損失（△）	—	—	—	△106,928	△106,928	△106,928	—	△106,928	
株主資本以外の項目の当中 間期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	
当中間期変動額合計	2,500	2,500	2,500	△106,928	△106,928	△101,928	—	△101,928	
当中間期末残高	349,400	349,100	349,100	△773,059	△773,059	△74,559	10,213	△64,345	

## ④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年11月 1 日 至 2022年10月31日)	当事業年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失（△）	△144,885	△202,438
減損損失	10,390	8,391
受取利息	△0	△0
未収消費税等の増減額(△は増加)	2,452	△3,567
前渡金の増減額	△1,321	3,312
未払金の増減額	△7,669	342
未払法人税等(外形標準課税)の増減額	523	309
その他	△6,724	△1,367
小計	△147,235	△195,019
利息及び配当金の受取額	0	0
法人税等の支払額	△265	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△147,500	△195,308
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△140	△841
無形固定資産の取得による支出	△10,249	△4,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,390	△5,091
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	150,000	133,900
新株予約権の発行による収入	—	1,802
財務活動によるキャッシュ・フロー	150,000	135,702
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△7,891	△64,696
現金及び現金同等物の期首残高	102,548	94,657
現金及び現金同等物の期末残高	※ 94,657	※ 29,960

## 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間  
(自 2023年11月1日  
至 2024年4月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失（△）	△106,783
減損損失	12,056
匿名組合解約益	△548
受取利息	△0
未収消費税等の増減額（△は増加）	7,118
前渡金の増減額（△は増加）	4,208
前受金の増減額（△は減少）	55,000
その他	1,616
小計	△27,334
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額	△290
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,624
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,602
無形固定資産の取得による支出	△227
投資有価証券の売却による収入	3,000
敷金の差入れによる支出	△5,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,154
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	9,000
株式の発行による収入	5,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△22,778
現金及び現金同等物の期首残高	29,960
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 7,182

## 【注記事項】

当事業年度（自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日）

### (継続企業の前提に関する注記)

当社は、食道がんをターゲットとするがん免疫細胞療法について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認のもとで、企業治験を行い、再生医療等製品の製造販売承認を受け、上市し売上を計上するまでの間、売上の計上がなく、増資等により調達した資金を、開発に先行投資しております。

その結果、継続的に営業損失、経常損失、当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、下記を重要な課題として取組んでおります。

#### 1. 自社既存プロジェクトPAPCワクチンへの経営資源の集約と推進

当社は、治験が行えるPAPCワクチンの薬事承認を受け、保険診療において治療が行えるまでの間は、食道がんに対するがん免疫細胞療法（PAPCワクチン）について、条件付き早期承認制度による薬事承認を受けるべく、医療機関において治験を行うことに経営資源を集約し、早期に薬事承認を受けるべく事業を邁進していきます。

#### 2. 資金調達の実施

当社は、2025年1月末頃にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しており、今回の上場時の特定投資家向け取得勧誘による増資の資金調達により、治験開発及び会社存続のための人事費・固定費として治験期間で必要な3億円及び再生医療等製品の製造販売承認を受けるために必要な7億円の合計10億円の調達を計画しております。

しかしながら、現時点において、TOKYO PRO Marketへの上場は未確定であり、また上記に記載した上場時の特定投資家向け取得勧誘による増資の発行株数、発行価額の総額は確定しておらず、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在していると判断しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提としており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 市場価格のない株式等

組合等への出資については、組合等の財産の持分相当額を直近の財務諸表より算出し、出資金として計上しております。

#### 2. 収益及び費用の計上基準

当社は売上高を計上していないため、記載を省略しております。

#### 3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### (重要な会計上の見積り)

#### 1. 固定資産の減損損失

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	4,340	8,391
無形固定資産	6,049	—

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、医薬品開発事業のみの単一セグメントとなっており、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてのセグメントを基礎として資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いと判断した場合には、各資産の帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額）まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。

減損の認識の判定に用いる当該資産から得られる将来キャッシュ・フローの見積額は、将来の収益性の見積りを主要な仮定として、資産グループごとに社内における管理会計の計画数値を基に見積もっております。

主要な仮定である将来の収益性は、消費者マインドの変化、経営者の経営戦略等により大きく影響を受けることから不確実性を伴います。事業計画や経営・市場環境の変化により見直しが必要となった場合には、翌会計年度において、新たな減損損失の認識または追加の減損損失が発生する可能性があります。なお、未償却残高の金額を減損損失として計上していることから当該不確実性が翌事業年度に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度(自 2021年11月 1 日 至 2022年10月 31 日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年11月 1 日 至 2023年10月 31 日)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年11月 1 日 至 2022年10月 31 日)	当事業年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月 31 日)
役員報酬	18,450 千円	25,430 千円
給与手当	17,618 千円	21,262 千円
支払手数料	4,193 千円	17,353 千円
研究開発費	64,384 千円	73,553 千円
おおよその割合		
販売費	0.7%	0.1%
一般管理費	99.3%	99.9%

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2021年11月 1 日 至 2022年10月 31 日)	当事業年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月 31 日)
	64,384 千円	73,553 千円

※3 減損損失

1. 固定資産の減損損失

(1) 前事業年度の財務諸表に計上した金額

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都品川区)	共用資産	工具、器具及び備品、ソフトウェア	4,340
本社(東京都品川区)	事業用資産	特許権	6,049
合計			10,390

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都品川区)	共用資産	工具、器具及び備品、ソフトウェア	913

本社(東京都品川区)	事業用資産	工具、器具及び備品、特許権	7,477
合計			8,391

当社の事業は、医薬品開発事業のみの単一セグメントとなっており、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として全体を1つの資産グループとしております。

減損の兆候が存在する資産グループについては、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回っていることから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスのため、零と評価しております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年11月1日 至 2022年10月31日）

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式（注）	1,820	75	—	1,895
A種種類株式	267	—	—	267
合計	2,087	75	—	2,162

(注) 普通種類株式の当事業年度増加株式数75株は、第三者割当増資による新株発行75株によるものであります。

##### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

##### 3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権（注）	—	—	—	—	—	8,411
	合計	—	—	—	—	—	8,411

(注) ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

##### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年11月1日 至 2023年10月31日）

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式（注）1	1,895	4,456,005	—	4,457,900
A種種類株式（注）2	267	533,733	534,000	—
合計	2,162	4,989,738	534,000	4,457,900

- (注) 1. 2022年11月30日に普通株式1株につき2000株の株式分割を行っております。普通株式の当事業年度増加株式数4,456,005株は、株式分割による3,788,105株、第三者割当増資による新株発行133,900株、A種種類株式を普通株式と同一することによる534,000株であります。
2. A種種類株式の当事業年度増加株式数533,733株は、株式分割による533,733株、当事業年度減少株式数534,000株は、普通株式と同一することによる534,000株であります。
2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権 (注)	—	—	—	—	—	10,213
合計		—	—	—	—	—	10,213

### 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年11月1日 至 2022年10月31日)	当事業年度 (自 2022年11月1日 至 2023年10月31日)
現金及び預金	94,657千円	29,960千円
現金及び現金同等物	94,657千円	29,960千円

(金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当増資等により資金を調達しております。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産は主に、現金及び預金、未収還付消費税等であります。

預金はすべて普通預金であり、預入先の信用リスクが存在しますが、預入先は信用度の高い銀行であります。未収還付消費税等は、一年以内の還付予定であります。

金融負債は主に、未払金、未払法人税等であります。未払金は、1年以内に支払期日が到来します。未払法人税等も同様に1年以内に支払期日が到来します。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、管理部が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、資金調達手段の多様化、及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社の金融商品の時価は、市場価格がないため、合理的に算定された価格によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「未収還付消費税等」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等は時価開示の対象としておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

前事業年度（2022年10月31日）

(単位：千円)

区分	2022年10月31日
出資金	2,538

当事業年度（2023年10月31日）

(単位：千円)

区分	2023年10月31日
出資金	2,451

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	94,657	—	—	—
未収還付消費税等	8,616	—	—	—
合計	103,274	—	—	—

当事業年度（2023年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	29,960	—	—	—
未収還付消費税等	12,183	—	—	—
合計	42,144	—	—	—

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2022年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年10月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2022年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2023年10月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前事業年度 (自2021年11月1日 至2022年10月31日)	当事業年度 (自2022年11月1日 至2023年10月31日)
売上原価の株式報酬費用	—	—
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	—	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2021年8月2日	2023年5月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員4名	当社取締役1名 当社監査役1名 当社従業員2名 当社協力者5名
株式の種類及び付与数 (株) (注)	普通株式 660,000	普通株式 110,000
付与日	2021年8月2日	2023年5月31日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合には、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合には、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2023年8月2日～ 2036年7月31日	2023年8月2日～ 2036年7月31日

(注) 当事業年度(2023年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2022年11月30日に1株を2,000株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数值を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2023年10月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2021年8月2日	2023年5月19日
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	110,000
失効	—	—
権利確定	—	110,000
未確定残	—	—
権利確定後 (株)		
前事業年度末	660,000	—
権利確定	—	110,000
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	660,000	110,000

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2021年8月2日	2023年5月19日
権利行使価格 (円)	750	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストックオプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。

(1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
株価変動性 (注) 1	42.12%	41.10%
予想残存期間 (注) 2	15年	15年
配当利回り (注) 3	0 %	0 %
無リスク利子率 (注) 4	0.276%	0.78%

(注) 1. 類似上場会社の平均値を用いて算定しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。

3. 評価基準日における予想配当率によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法

を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額	
及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの	
権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年10月31日)	当事業年度 (2023年10月31日)
繰延税金資産		
減損損失	8, 261千円	9, 254千円
税務上の繰越欠損金（注）	144, 703	210, 107
その他	182	—
繰延税金資産小計	153, 146	219, 361
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△144, 703	△210, 107
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8, 443	△9, 254
評価性引当額小計	△153, 146	△219, 361
繰延税金資産合計	—	—

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（※）	—	—	—	—	—	144, 703	144, 703
評価性引当額	—	—	—	—	—	△144, 703	△144, 703
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2023年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金（※）	—	—	—	—	—	210, 107	210, 107
評価性引当額	—	—	—	—	—	△210, 107	△210, 107
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

前事業年度及び当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

### 【関連情報】

前事業年度(自 2021年11月 1 日 至 2022年10月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日)

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 売上高

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

##### (2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

### 【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度(自 2021年11月 1 日 至 2022年10月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	新日本製薬株式会社	福岡県福岡市	4,158	食品・健康商品等の製造、販売	(所有)直接 0.0 (被所有) 直接 11.0	特許の売買	特許の売買	6,654	特許権	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 特許権について個別に価格交渉の上決定しております。

当事業年度(自 2022年11月 1 日 至 2023年10月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年11月 1 日 至 2022年10月 31日)	当事業年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月 31日)
1 株当たり純資産額	22円25銭	6 円14銭
1 株当たり当期純損失	△34円43銭	△46円9銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 2022年11月30日に 1 株を2,000株とする株式分割を行っており、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純損失及び期中平均株式数を算定しております。
3. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年11月 1 日 至 2022年10月 31日)	当事業年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月 31日)
1 株当たり当期純損失 (△)		
当期純損失 (△) (千円)	△145,175	△202,728
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	△145,175	△202,728
普通株式の期中平均株式数 (株)	4,216,356	4,398,645
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の 算定に含めなかった 潜在株式の概要	第1回新株予約権 660,000株 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。 第2回新株予約権 110,000株 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。	第1回新株予約権 660,000株 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。 第2回新株予約権 110,000株 詳細は、(ストック・オプション等関係)に記載のとおりであります。

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年11月 1 日 至 2022年10月 31日)	当事業年度 (自 2022年11月 1 日 至 2023年10月 31日)
純資産の部の合計額(千円)	104,608	37,583
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,411	10,213
(うち新株予約権 (千円))	(8,411)	(10,213)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	96,197	27,369
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4,324,000	4,457,900

#### (重要な後発事象)

##### (重要な契約の締結)

当社は日本ゼオン株式会社と材料開発に関わる資源と日本ゼオン株式会社が本契約の締結時点で保有する食道がん患者の遺伝情報に基づき合成されたネオ抗原ペプチドを同一患者由来の樹状細胞に負荷した「食道がん治療用の免疫細胞療法」（以下「PAPCワクチン（NPT001-HTY）」という。）に関する技術、知見およびノウハウ等を活用し、PAPCワクチン（NPT001-HTY）に資する製品・サービスの開発・事業化に共同で取り組むことを目的として、業務提携契約を2023年11月 6 日に締結しました。

本契約締結に伴い受領する対価50,000千円は2024年10月期に特別利益として計上する予定です。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2024年9月18日及び2024年9月20日開催の取締役会において、株式会社龍角散、FIRST DOMINO株式会社、DE SOUZA PHILIP FERNANDO・フィリップ フェルナンド デ スーザを割当先とする第三者割当増資による新株発行を決議し、2024年9月24日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は411,400千円、発行済株式総数は4,568,900株となっております。

①募集株式の種類及び数	普通株式 111,000株	
②払込金額	1株につき1,000円	
③資本組入額	1株につき500円	
④割当先	株式会社龍角散	100,000株
	FIRST DOMINO株式会社	10,000株
	DE SOUZA PHILIP FERNANDO・フィリップ フェルナンド デ スーザ	1,000株
④増加する資本金の額	55,500千円	
⑤増加する資本準備金の額	55,500千円	
⑥払込期日	2024年9月24日	
⑦資金の使途	運転資金	

## 【注記事項】

当中間会計期間（自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月 30 日）

### (継続企業の前提に関する注記)

当社は、食道がんをターゲットとするがん免疫細胞療法について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認のもとで、企業治験を行い、再生医療等製品の製造販売承認を受け、上市し売上を計上するまでの間、売上の計上がなく、増資等により調達した資金を、開発に先行投資しております。

その結果、継続的に営業損失、経常損失、当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、下記を重要な課題として取組んでおります。

#### 1. 自社既存プロジェクトPAPCワクチンへの経営資源の集約と推進

当社は、治験が行えるPAPCワクチンの薬事承認を受け、保険診療において治療が行えるまでの間は、食道がんに対するがん免疫細胞療法（PAPCワクチン）について、条件付き早期承認制度による薬事承認を受けるべく、医療機関において治験を行うことに経営資源を集約し、早期に薬事承認を受けるべく事業を邁進していきます。

#### 2. 資金調達の実施

当社は、2025年1月末頃にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しており、今回の上場時の特定投資家向け取得勧誘による増資の資金調達により、治験開発及び会社存続のための人事費・固定費として治験期間で必要な3億円及び再生医療等製品の製造販売承認を受けるために必要な7億円の合計10億円の調達を計画しております。

しかしながら、現時点において、TOKYO PRO Marketへの上場は未確定であり、また上記に記載した上場時の特定投資家向け取得勧誘による増資の発行株数、発行価額の総額は確定しておらず、当社は継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在していると判断しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提としており、上記のような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

### (重要な会計方針)

#### 1. 収益及び費用の計上基準

当社は売上高を計上していないため、記載を省略しております。

#### 2. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

### (重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

### (貸借対照表関係)

当中間会計期間(自 2023年11月 1 日 至 2024年 4 月 30 日)

該当事項はありません。

### (損益計算書関係)

※1 減損損失

#### 1. 固定資産の減損損失

##### (1) 当中間会計期間の財務諸表に計上した金額

場所	用途	種類	金額(千円)
本社(東京都江東区)	共用資産	建物附属設備、工具、器具及び備品	11,828
本社(東京都江東区)	事業用資産	特許権	227
合計			12,056

当社の事業は、医薬品開発事業のみの単一セグメントとなっており、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として全体を1つの資産グループしております。

減損の兆候が存在する資産グループについては、当該資産グループから生じると見込まれる将来キャッシュ・フローに基づき減損の要否の判定を実施しております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回っていることから帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能額は使用価値により測定しており、割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスのため、零と評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2023年11月1日 至 2024年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
普通株式（注）	4,457,900	5,000	—	4,462,900
合計	4,457,900	5,000	—	4,462,900

(注) 普通種類株式の当中間会計期間増加株式数5,000株は、第三者割当増資による新株発行5,000株によるものであります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権（注）	—	—	—	—	—	10,213
	合計	—	—	—	—	—	10,213

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当中間会計期間  
(自 2023年11月1日  
至 2024年4月30日)

現金及び預金	7,182千円
現金及び現金同等物	7,182千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、一時的な余剰資金の資金運用については短期的な預金等に限定し、第三者割当増資等により資金

を調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

金融資産は主に、現金及び預金、未収還付消費税、差入保証金等であります。

預金はすべて普通預金であり、預入先の信用リスクが存在しますが、預入先は信用度の高い銀行であります。未収還付消費税等は、一年以内の還付予定であります。差入保証金は、当社の事業所の賃借に係るものであります。

金融負債は主に、未払金、未払法人税等であります。未払金は、1年以内に支払期日が到来します。未払法人税等も同様に1年以内に支払期日が到来します。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、管理部が適時に資金繰り計画を作成、更新するとともに、資金調達手段の多様化、及び市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当社の金融商品の時価は、市場価格がないため、合理的に算定された価格によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

##### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
差入保証金	5,324	4,518	△806
資産計	5,324	4,518	△806

なお、「現金及び預金」、「未収還付消費税等」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

##### (注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当中間会計期間（2024年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	7,182	—	—	—
未収還付消費税等	5,065	—	—	—
差入保証金	—	—	—	5,324
合計	12,248	—	—	5,324

##### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞ

れ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間(2024年4月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(2024年4月30日)

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	4,518	—	4,518
資産合計	—	4,518	—	4,518

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定係るインプットの説明

差入保証金

「差入保証金」は合理的な期間に基づき、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	当中間会計年度 (自2023年11月1日 至2024年4月30日)
売上原価の株式報酬費用	—
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第3回新株予約権
決議年月日	2024年1月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員9名
株式の種類及び付与数 (株) (注)	普通株式 235,000
付与日	2024年2月1日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合には、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができるものとする。 その他の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2026年2月1日～ 2034年1月25日
権利行使価格	1,000円
付与日における公正な評価単価	一円

(注) 当中間会計期間(2024年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社の本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴うオフィス退去時における原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債の利回りを参考にして資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計年度
期首残高	—
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,202千円
時の経過による調整額	24千円
中間残高	5,226千円

(収益認識関係)

当中間会計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

当社は売上高を計上していないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計年度(自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

売上が計上されていないため、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)
1株当たり純資産額	△16円71銭
1株当たり中間純損失	△23円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)
1株当たり中間純損失(△)	
中間純損失(△)(千円)	△106,928
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(千円)	△106,928
普通株式の期中平均株式数(株)	4,459,603
希薄化効果を有しないため潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	第1回新株予約権 660,000株 第2回新株予約権 110,000株 第3回新株予約権 235,000株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2023年11月1日 至 2024年4月30日)
純資産の部の合計額(千円)	△64,345
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	10,213
(うち新株予約権(千円))	(10,213)

	当中間会計期間 (自 2023年11月 1 日 至 2024年 4月 30日)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△74, 559
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	4, 462, 900

(重要な後発事象)

(重要な契約の締結)

当社は日本ゼオン株式会社と材料開発に関する資源と日本ゼオン株式会社が本契約の締結時点で保有する食道がん患者の遺伝情報に基づき合成されたネオ抗原ペプチドを同一患者由来の樹状細胞に負荷した「食道がん治療用の免疫細胞療法」（以下「PAPCワクチン（NPT001-HTY）」という。）に関する技術、知見およびノウハウ等を活用し、PAPCワクチン（NPT001-HTY）に資する製品・サービスの開発・事業化に共同で取り組むことを目的として、業務提携契約を2023年11月 6日に締結しました。

本契約締結に伴い受領する対価50, 000千円は2024年10月期に特別利益として計上する予定です。

(第三者割当増資による新株式の発行)

当社は、2024年9月18日及び2024年9月20日開催の取締役会において、株式会社龍角散、FIRST DOMINO株式会社、DE SOUZA PHILIP FERNANDO・フィリップ フェルナンド デ スーザを割当先とする第三者割当増資による新株発行を決議し、2024年9月24日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は411, 400千円、発行済株式総数は4, 568, 900株となっております。

①募集株式の種類及び数	普通株式 111, 000株	
②払込金額	1 株につき1, 000円	
③資本組入額	1 株につき500円	
④割当先	株式会社龍角散	100, 000株
	FIRST DOMINO株式会社	10, 000株
	DE SOUZA PHILIP FERNANDO・フィリップ フェルナンド デ スーザ	1, 000株
④増加する資本金の額	55, 500千円	
⑤増加する資本準備金の額	55, 500千円	
⑥払込期日	2024年 9月 24日	
⑦資金の使途	運転資金	

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	—	841	841 (841)	—	—	—	—
有形固定資産計	—	841	841 (841)	—	—	—	—
無形固定資産							
ソフトウェア	—	800	800 (800)	—	—	—	—
特許権	—	6,750	6,750 (6,750)	—	—	—	—
無形固定資産計	—	7,550	7,550 (7,550)	—	—	—	—

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

器具備品 開発研究用試験機727千円

ソフトウェア ワークフローシステム800千円

特許権 医薬組成物6,750千円

2. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
普通預金	29,960
小計	29,960
合計	29,960

②前渡金

区分	金額(千円)
東京大学	2,502
東京慈恵会医科大学	1,433
Sansan株式会社	770
関西大学	739
ランドマークワールドワイド株式会社	542
合計	5,988

③未収還付消費税等

区分	金額(千円)
未収還付消費税等	12,183
合計	12,183

④未払金

区分	金額(千円)
史彩監査法人	3,437
国立大学法人九州大学	3,300
株式会社バイオテック・ラボ	1,157
アイザワ証券株式会社	550
株式会社CancerPrecisionMedicine	214
株式会社FUNDINNO	144
ライフ&ワークデザイン株式会社	119
アルフレッサ株式会社	115
株式会社インターナルオーディット	110
税理士法人アクリア	110
従業員立替経費	792
その他	500
合計	10,552

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

この財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

【財務諸表】

① 貸借対照表

(単位：千円)

		当事業年度 (2024年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		58,789
未収還付消費税等		4,946
その他		<u>2,411</u>
流動資産合計		<u>66,148</u>
固定資産		
投資その他の資産		
差入保証金		5,324
投資その他の資産合計		<u>5,324</u>
固定資産合計		<u>5,324</u>
資産合計		<u>71,473</u>
負債の部		
流動負債		
短期借入金		20,000
未払金		7,506
未払法人税等		2,891
その他		<u>2,819</u>
流動負債合計		<u>33,217</u>
固定負債		
資産除去債務		5,256
固定負債合計		<u>5,256</u>
負債合計		<u>38,474</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		423,600
資本剰余金		
資本準備金		423,300
資本剰余金合計		<u>423,300</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		<u>△824,114</u>
利益剰余金合計		<u>△824,114</u>
株主資本合計		<u>22,785</u>
新株予約権		10,213
純資産合計		<u>32,999</u>
負債純資産合計		<u>71,473</u>

② 損益計算書

(単位：千円)

当事業年度 (自2023年11月1日 至2024年10月31日)	
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	191,878
営業損失（△）	△191,878
営業外収益	
受取利息	0
匿名組合解約益	548
その他	4
営業外収益合計	554
営業外費用	
支払利息	818
支払手数料	4,880
その他	31
営業外費用合計	5,730
経常損失（△）	△197,054
特別利益	
契約解除益	50,000
特別利益合計	50,000
特別損失	
減損損失	10,663
特別損失合計	10,663
税引前当期純損失（△）	△157,718
法人税、住民税及び事業税	265
法人税等合計	265
当期純損失（△）	△157,984

③ 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	346,900	346,600	346,600	△666,130	△666,130	27,369	10,213	37,583		
当期変動額										
新株の発行	76,700	76,700	76,700	—	—	153,400	—	153,400		
当期純損失（△）	—	—	—	△157,984	△157,984	△157,984	—	△157,984		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—		
当期変動額合計	76,700	76,700	76,700	△157,984	△157,984	△4,584	—	△4,584		
当期末残高	423,600	423,300	423,300	△824,114	△824,114	22,785	10,213	32,999		

④ キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

当事業年度  
(自 2023年11月1日  
至 2024年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失（△）	△157,718
契約解除益	△50,000
減損損失	12,056
匿名組合解約益	△548
受取利息	△0
未収消費税等の増減額(△は増加)	7,237
前渡金の増減額（△は増加）	4,710
その他	△1,697
小計	△185,961
利息及び配当金の受取額	0
契約解除の受取額	50,000
法人税等の支払額	515
営業活動によるキャッシュ・フロー	△135,445
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,572
無形固定資産の取得による支出	△227
投資有価証券の売却による収入	3,000
敷金の差入れによる支出	△5,324
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,124
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	20,000
株式の発行による収入	153,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	173,400
現金及び現金同等物に係る換算差額	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	28,829
現金及び現金同等物の期首残高	29,960
現金及び現金同等物の期末残高	58,789

## 第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	4月30日 10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の単元未満株式を有する株主は、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨、定款に定めています。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

### 第三部【特別情報】

#### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第四部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

当社は、株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

### 第五部【株式公開情報】

#### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④
発行年月日	2023年1月19日	2023年8月28日	2024年2月29日	2024年5月15日
種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	83,900株	50,000株	5,000株	10,000株
発行価格	1,000円（注）3	1,000円（注）3	1,000円（注）3	1,000円（注）3
資本組入額	41,950千円	25,000千円	2,500千円	5,000千円
発行価額の総額	83,900千円	50,000千円	5,000千円	10,000千円
資本組入額の総額	41,950千円	25,000千円	2,500千円	5,000千円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2	（注）2	（注）2

項目	株式⑤	株式⑥	株式⑦
発行年月日	2024年7月17日	2024年9月24日	2024年9月26日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	3,000株	111,000株	24,400株
発行価格	1,000円（注）3	1,000円（注）3	1,000円（注）3
資本組入額	1,500千円	55,500千円	12,200千円
発行価額の総額	3,000千円	111,000千円	24,400千円
資本組入額の総額	1,500千円	55,500千円	12,200千円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2	（注）2

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2023年5月31日	2024年2月1日
種類	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	110,000株	235,000株
発行価格	1,000円（注）3	1,000円（注）3
資本組入額	500	500円
発行価額の総額	110,000千円	235,000千円
資本組入額の総額	55,000千円	117,500千円
発行方法	2023年5月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規程に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	2024年1月26日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規程に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2	（注）2

（注）1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例並びにその期間については以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までの期間において、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の募集等による場合を除く。）、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合（それと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権の割当てを含む。）、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当て又は交付を受けた者をして、担当J-Adviserに対して、以下の事項について確約させるものとされております。
  - ①割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）について、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有すること。
  - ②割当株式等又は割当株式等に係る取得株式等の譲渡を行う場合には、あらかじめ新規上場申請者に通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
  - ③その他同取引所が必要と認める事項。
- （2）新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請者の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。
- （3）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2023年10月31日であります。
- 2. 同取引所の定める同規程施行規則第107条第2項第1号の規定に基づき、当社は、割当て又は交付を受けた者との間で、割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権（以下「割当株式等」という。）を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
- 3. 発行価格はDCF法により算出した価格を基礎として算出しております。
- 4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1 株につき1,000円	1 株につき1,000円
行使請求期間	2023年8月2日から 2036年7月31日まで	2026年2月1日から 2034年1月25日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第5 発行者の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第5 発行者の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## 2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
木村 伸也	神奈川県横浜 市港北区	個人投資家	3,000	1,000	—
清水 俊彰	神奈川県横浜 市緑区	個人投資家	2,000	1,000	—
西門 雄史	東京都中野区	個人投資家	1,200	1,000	—
大貫 篤志	東京都江東区	会社役員	1,000	1,000	特別利害関係者等 (当社の取締役)
沼居 輝	東京都世田谷 区	個人投資家	1,000	1,000	—
立石 秀太	東京都杉並区	個人投資家	1,000	1,000	—
五十嵐 欽哉	神奈川県横浜 市港北区	個人投資家	500	1,000	—
大貫 耕一	神奈川県横浜 市都筑区	個人投資家	500	1,000	—
小田 雅行	三重県津市	個人投資家	500	1,000	—
山下 裕也	埼玉県川越市	個人投資家	500	1,000	—
橋本 淳	東京都葛飾区	会社員	500	1,000	当社の従業員
山下 勝博	東京都練馬区	会社役員	500	1,000	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大津 武	埼玉県川口市	個人投資家	500	1,000	—
國松 偉公子	東京都小平市	個人投資家	500	1,000	—
山下 美絵	東京都練馬区	個人投資家	500	1,000	—
山下 謙	東京都中央区	個人投資家	500	1,000	—
中川 通江	神奈川県横浜 市保土ヶ谷区	個人投資家	500	1,000	—
大野 晃秀	神奈川県小田 原市	個人投資家	500	1,000	—
株式会社ライジン グサン	東京都港区	会社	500	1,000	—
野間 法史	千葉県印西市	個人投資家	500	1,000	—
宮島 篤	東京都練馬区	会社役員	500	1,000	特別利害関係者等 (当社の取締役)
谷 憲三朗	東京都目黒区	個人投資家	500	1,000	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
中川 富博	神奈川県横浜 市保土ヶ谷区	個人投資家	500	1,000	—
黒木 隆二	宮崎県延岡市	個人投資家	500	1,000	—
大原 一城	東京都世田谷 区	会社員	500	1,000	当社の従業員
若杉 大樹	埼玉県越谷市	個人投資家	500	1,000	—
栗野 義徳	東京都港区	個人投資家	500	1,000	—
谷 洋子	東京都目黒区	個人投資家	500	1,000	—
石田 俊男	福島県白河市	個人投資家	500	1,000	—
大塚 雄三	東京都港区	個人投資家	500	1,000	—

稻毛 勝行	京都府京都市西京区	個人投資家	500	1,000	—
松岡 大輔	神奈川県横浜市青葉区	個人投資家	500	1,000	—
寺家 裕介	三重県津市	個人投資家	500	1,000	—
中山 雅文	東京都杉並区	個人投資家	500	1,000	—
北川 徹	滋賀県栗東市	個人投資家	500	1,000	—
山下 勝也	大阪府豊中市	個人投資家	500	1,000	—
梅田 貴彦	静岡県静岡市葵区	個人投資家	500	1,000	—
佐藤 伸一	東京都多摩市	個人投資家	500	1,000	—
荒井 信之	栃木県足利市	個人投資家	500	1,000	—
岩瀬 浩之	東京都葛飾区	個人投資家	500	1,000	—
太田 裕之	神奈川県横浜市中区	個人投資家	500	1,000	—
田中 嘉雅	神奈川県横浜市栄区	個人投資家	500	1,000	—
濱松 美里	東京都世田谷区	個人投資家	500	1,000	—
萬 友昭	鹿児島県いちき串木野市	個人投資家	500	1,000	—
栗原 元哉	東京都世田谷区	個人投資家	500	1,000	—
山下 景子	東京都中央区	個人投資家	500	1,000	—
松本 一榮	東京都大田区	個人投資家	500	1,000	—
山本 剛志	茨城県つくば市	個人投資家	500	1,000	—
宮内 快治	長野県松本市	個人投資家	500	1,000	—
小島 龍司	愛知県名古屋市昭和区	個人投資家	500	1,000	—
上嶋 俊玄	北海道札幌市東区	個人投資家	500	1,000	—
馬場 章男	長野県東御市	個人投資家	500	1,000	—
秋田 修孝	神奈川県横浜市中区	個人投資家	500	1,000	—
岩井 信之	東京都板橋区	個人投資家	500	1,000	—
二瓶 士門	東京都新宿区	個人投資家	500	1,000	—
寺橋 賢悟	神奈川県藤沢市辻堂東海岸	個人投資家	500	1,000	—
森下 和広	宮崎県宮崎市	個人投資家	500	1,000	—
高橋 史朗	岐阜県瑞穂市	個人投資家	500	1,000	—
矢部 祥太郎	東京都文京区	個人投資家	500	1,000	—
山王 征紀	鹿児島県鹿児島市	個人投資家	500	1,000	—
畔原 謙一	北海道札幌市清田区	個人投資家	500	1,000	—
新堀 智也	神奈川県横浜市青葉区	個人投資家	400	1,000	—
田中 健次	福岡県福岡市東区	個人投資家	400	1,000	—
永井 直紀	東京都品川区	個人投資家	400	1,000	—

新堀 友紀	神奈川県川崎市中原区	個人投資家	300	1,000	—
関口 和道	新潟県新潟市中央区	個人投資家	300	1,000	—
鈴木 明	神奈川県横浜市青葉区	個人投資家	300	1,000	—
松本 弘行	千葉県市原市	個人投資家	300	1,000	—
海老塚 直人	東京都墨田区	個人投資家	300	1,000	—
小畠 恵太郎	東京都豊島区	個人投資家	300	1,000	—
勝木 秀昭	東京都江戸川区	個人投資家	300	1,000	—
菊田 昌史	千葉県千葉市稻毛区	個人投資家	300	1,000	—
山田 英明	神奈川県足柄下郡箱根町	個人投資家	300	1,000	—
内田 和義	東京都江東区	個人投資家	300	1,000	—
河西 薫	北海道札幌市中央区	個人投資家	300	1,000	—
谷 英典	東京都新宿区	個人投資家	300	1,000	—
田中 英央	埼玉県春日部市	個人投資家	300	1,000	—
角田 浩孝	東京都調布市	個人投資家	300	1,000	—
木村 知弘	千葉県浦安市	個人投資家	300	1,000	—
羽田 裕司	愛知県名古屋市千種区	個人投資家	300	1,000	—
今井 均	神奈川県鎌倉市	個人投資家	300	1,000	—
稻田 誠士	東京都千代田区	個人投資家	300	1,000	—
津田 伸二	福岡県福岡市東区	個人投資家	300	1,000	—
原 正幸	千葉県柏市	個人投資家	300	1,000	—
田中 淳	東京都江東区	個人投資家	300	1,000	—
村上 栄次	千葉県四街道市	個人投資家	300	1,000	—
石橋 平	大阪府東大阪市	個人投資家	300	1,000	—
畠山 英明	埼玉県さいたま市大宮区	個人投資家	300	1,000	—
何 亮	神奈川県横浜市南区	個人投資家	300	1,000	—
米澤 有史	東京都港区	個人投資家	300	1,000	—
松平 聰	石川県金沢市	個人投資家	300	1,000	—
阿部 貴弘	神奈川県逗子市	個人投資家	300	1,000	—
櫻井 康貴	神奈川県綾瀬市	個人投資家	300	1,000	—
福島 拓海	東京都品川区	個人投資家	300	1,000	—
片桐 輿一郎	長野県飯田市	個人投資家	300	1,000	—
松本 義史	山形県山形市	個人投資家	200	1,000	—
松橋 秀明	神奈川県川崎市中原区	個人投資家	200	1,000	—

田村 保	千葉県船橋市	個人投資家	200	1,000	—
牧田 浩一	福井県福井市	個人投資家	200	1,000	—
後藤 光昭	埼玉県八潮市	個人投資家	200	1,000	—
土井 清弘	東京都新宿区	個人投資家	200	1,000	—
末次 利行	東京都練馬区	個人投資家	200	1,000	—
穂積 昭充	神奈川県大和市	個人投資家	200	1,000	—
杉島 公典	岐阜県加茂郡富加町	個人投資家	200	1,000	—
塚原 正明	山梨県南アルプス市	個人投資家	200	1,000	—
高遠 裕之	東京都杉並区	個人投資家	200	1,000	—
前田 賴賢	東京都中野区	個人投資家	200	1,000	—
金子 哲也	東京都三鷹市	個人投資家	200	1,000	—
杉浦 維	東京都杉並区	個人投資家	200	1,000	—
仲田 準	長野県諏訪郡	個人投資家	200	1,000	—
宮川 修	東京都昭島市	個人投資家	200	1,000	—
今村 陽介	愛知県名古屋市緑区	個人投資家	200	1,000	—
仁田 耕造	東京都小平市	個人投資家	200	1,000	—
竹内 重貴	京都府京都市東山区	個人投資家	200	1,000	—
大谷 隆之	東京都新宿区	個人投資家	200	1,000	—
小松 洋	神奈川県川崎市宮前区	個人投資家	200	1,000	—
石田 丈幸	福井県小浜市	個人投資家	200	1,000	—
上野 郁夫	神奈川県藤沢市	個人投資家	200	1,000	—
野尻 淳司	大阪府大阪市北区	個人投資家	200	1,000	—
藏田 雅史	東京都渋谷区	個人投資家	200	1,000	—
新井 信章	神奈川県横浜市戸塚区	個人投資家	200	1,000	—
高木 剛久	愛知県犬山市	個人投資家	200	1,000	—
田久保 優以	東京都中央区	個人投資家	200	1,000	—
和賀井 隆之	埼玉県川口市	個人投資家	200	1,000	—
小倉 信一	奈良県奈良市	個人投資家	200	1,000	—
後藤 美穂	大分県豊後高田市	個人投資家	200	1,000	—
菅野 仁	東京都武蔵野市	個人投資家	200	1,000	—
徳増 有治	大阪府池田市	個人投資家	200	1,000	—
高橋 圭介	神奈川県横浜市青葉区	個人投資家	200	1,000	—
二澤 崇人	神奈川県横浜市港北区	個人投資家	200	1,000	—
田上 誠司	東京都新宿区	個人投資家	200	1,000	—
坂下 裕紀	東京都世田谷区	個人投資家	200	1,000	—
傅 軍	千葉県市川市	個人投資家	200	1,000	—
平田 賢	東京都杉並区	個人投資家	200	1,000	—
大貫 沙帆里	東京都江東区	個人投資家	200	1,000	—

久野 顕一郎	京都府京都市右京区	個人投資家	200	1,000	—
長 博昭	千葉県千葉市中央区	個人投資家	200	1,000	—
中村 智朗	神奈川県川崎市中原区	個人投資家	200	1,000	—
甲斐 明笑子	福岡県糟屋郡宇美町	個人投資家	200	1,000	—
鈴木 晴子	東京都八王子市	個人投資家	200	1,000	—
山崎 敬弘	東京都世田谷区	個人投資家	200	1,000	—
島袋 祥一郎	沖縄県うるま市	個人投資家	200	1,000	—
濱田 義隆	東京都渋谷区	個人投資家	200	1,000	—
清水 芳春	大阪府大阪市阿倍野区	個人投資家	200	1,000	—
中島 康貴	東京都板橋区	個人投資家	200	1,000	—
川崎 哲	岩手県盛岡市	個人投資家	100	1,000	—
川端 明夫	神奈川県横浜市戸塚区	個人投資家	100	1,000	—
養父 重紀	福岡県福岡市早良区	個人投資家	100	1,000	—
遠藤 智幸	新潟県新潟市西蒲区	個人投資家	100	1,000	—
田口 博都	大阪府守口市	個人投資家	100	1,000	—
原 健一郎	神奈川県川崎市高津区	会社役員	100	1,000	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
原 麻美	神奈川県川崎市高津区	個人投資家	100	1,000	—
田中 秀一	東京都港区	会社役員	100	1,000	特別利害関係者等 (当社の監査役)
横塚 雅章	栃木県宇都宮市	個人投資家	100	1,000	—
豊田 博志	兵庫県西宮市	個人投資家	100	1,000	—
豊嶋 佑輔	兵庫県西宮市	個人投資家	100	1,000	—
原川 敬英	静岡県沼津市	個人投資家	100	1,000	—
近藤 純一	高知県高知市	個人投資家	100	1,000	—
川端 俊英	岐阜県羽島市	個人投資家	100	1,000	—
樋尾 一步	三重県四日市市	個人投資家	100	1,000	—
小川 祐希	東京都江東区	個人投資家	100	1,000	—
伊藤 一博	東京都板橋区	個人投資家	100	1,000	—
長田 柳一	神奈川県横浜市港南区	個人投資家	100	1,000	—
栗田 誠	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	個人投資家	100	1,000	—
安藤 和彦	愛知県一宮市	個人投資家	100	1,000	—
小嶋 一弘	東京都世田谷区	個人投資家	100	1,000	—

森貞 公敬	愛媛県松山市	個人投資家	100	1,000	—
逆瀬川 昌哉	愛知県名古屋市名東区	個人投資家	100	1,000	—
佐藤 昌宏	東京都小金井市	個人投資家	100	1,000	—
神原 武史	東京都新宿区	個人投資家	100	1,000	—
粥川 仁博	東京都杉並区	個人投資家	100	1,000	—
太田 義行	千葉県松戸市	個人投資家	100	1,000	—
有村 健作	鹿児島県鹿児島市	個人投資家	100	1,000	—
成田 慎一郎	東京都江戸川区	個人投資家	100	1,000	—
鈴木 利幸	千葉県香取市	個人投資家	100	1,000	—
宮路 俊光	和歌山县紀の川市	個人投資家	100	1,000	—
杉山 太	愛知県名古屋市東区	個人投資家	100	1,000	—
翠川 和良	埼玉県入間郡三芳町	個人投資家	100	1,000	—
山本 善光	香川県高松市	個人投資家	100	1,000	—
鈴木 一枝	神奈川県横浜市旭区	会社員	100	1,000	当社の従業員
大森 廣次	神奈川県川崎市多摩区	個人投資家	100	1,000	—
早川 芳生	三重県龜山市	個人投資家	100	1,000	—
新田 年啓	兵庫県尼崎市	個人投資家	100	1,000	—
稻垣 由美子	愛知県安城市	個人投資家	100	1,000	—
照沼 秀平	東京都東大和市	個人投資家	100	1,000	—
馬渕 富夫	神奈川県川崎市麻生区	個人投資家	100	1,000	—
箕輪 侯彦	長野県長野市	個人投資家	100	1,000	—
渋谷 智彦	千葉県習志野市	個人投資家	100	1,000	—
長谷川 博司	愛知県岡崎市	個人投資家	100	1,000	—
海老名 秀岳	東京都中央区	個人投資家	100	1,000	—
水野 恵一	茨城県龍ヶ崎市	個人投資家	100	1,000	—
半田 竜也	滋賀県近江八幡市	個人投資家	100	1,000	—
岡本 誠	岡山県岡山市東区	個人投資家	100	1,000	—
塙塚 俊介	東京都港区	個人投資家	100	1,000	—
井口 陽一	長野県伊那市	個人投資家	100	1,000	—
古井 司	兵庫県川西市	個人投資家	100	1,000	—
太田 雄一	福岡県京都郡苅田町	個人投資家	100	1,000	—
瀬戸 忠雄	福島県相馬市	個人投資家	100	1,000	—
石橋 泰明	広島県尾道市	個人投資家	100	1,000	—
藤本 義久	奈良県磯城郡川西町	個人投資家	100	1,000	—

扇谷 昇	千葉県千葉市 稻毛区	個人投資家	100	1,000	—
荒田 敏邦	千葉県松戸市	個人投資家	100	1,000	—
室原 豊明	愛知県名古屋 市千種区	個人投資家	100	1,000	—
寺倉 義和	愛知県犬山市	個人投資家	100	1,000	—
竹ノ内 亨	神奈川県横浜 市磯子区	個人投資家	100	1,000	—
北村 裕司	千葉県浦安市	個人投資家	100	1,000	—
奥 達洋	福岡県北九州 市八幡西区	個人投資家	100	1,000	—
難波 宏明	東京都豊島区	個人投資家	100	1,000	—
原 秀夫	長野県伊那市	個人投資家	100	1,000	—
島津 昭彦	東京都台東区	個人投資家	100	1,000	—
小野寺 政夫	山形県酒田市	個人投資家	100	1,000	—
大迫 慶士	京都府京田辺 市	個人投資家	100	1,000	—
渡邊 定香	奈良県橿原市	個人投資家	100	1,000	—
山崎 篤	千葉県四街道 市	個人投資家	100	1,000	—
星 文男	東京都世田谷 区	個人投資家	100	1,000	—
内藤 大介	山梨県甲府市	個人投資家	100	1,000	—
和田 淳	熊本県熊本市 南区	個人投資家	100	1,000	—
柴田 嘉文	愛知県一宮市	個人投資家	100	1,000	—
布崎 嘉樹	奈良県奈良市	個人投資家	100	1,000	—
加藤 秀邦	静岡県磐田市	個人投資家	100	1,000	—
秋山 義之	東京都杉並区	個人投資家	100	1,000	—
藤川 英希	東京都文京区	個人投資家	100	1,000	—
鈴木 敦	東京都江東区	個人投資家	100	1,000	—
新貝 学	千葉県千葉市 稻毛区	個人投資家	100	1,000	—
西 裕一郎	栃木県宇都宮 市	個人投資家	100	1,000	—
齋藤 京具	東京都武藏野 市	個人投資家	100	1,000	—
海川 将一	東京都小平市	個人投資家	100	1,000	—
田中 孝俊	京都府京都市 伏見区	個人投資家	100	1,000	—
藤原 章博	東京都豊島区	個人投資家	100	1,000	—
猪股 智徳	神奈川県川崎 市中原区	個人投資家	100	1,000	—
竹本 治	大阪府大阪市 中央区	個人投資家	100	1,000	—
今井 良	東京都葛飾区	個人投資家	100	1,000	—
湯浅 将史	滋賀県大津市	個人投資家	100	1,000	—
竹田 清志	長野県岡谷市	個人投資家	100	1,000	—
浜中 俊哉	三重県四日市 市	個人投資家	100	1,000	—
井上 徹	神奈川県横浜 市神奈川区	個人投資家	100	1,000	—

山岸 正知	愛知県名古屋市西区	個人投資家	100	1,000	—
山城 敦	沖縄県那覇市	個人投資家	100	1,000	—
高崎 直樹	兵庫県伊丹市	個人投資家	100	1,000	—
吉田 雄	神奈川県川崎市高津区	個人投資家	100	1,000	—
加藤 鉱一	愛知県西尾市	個人投資家	100	1,000	—
狩俣 美明	沖縄県中頭郡西原町	個人投資家	100	1,000	—
木曾 達人	東京都八王子市	個人投資家	100	1,000	—
植草 基充	千葉県千葉市若葉区	個人投資家	100	1,000	—
各務 将史	三重県四日市市	個人投資家	100	1,000	—
南部 史朗	神奈川県横浜市戸塚区	個人投資家	100	1,000	—
原 孝順	埼玉県さいたま市緑区	個人投資家	100	1,000	—
右田 祐輔	神奈川県川崎市高津区	個人投資家	100	1,000	—
小西 雅彦	愛知県豊田市	個人投資家	100	1,000	—
上村 耕一	静岡県浜松市東区	個人投資家	100	1,000	—
吉川 亮	埼玉県川口市	個人投資家	100	1,000	—
近藤 則男	愛知県小牧市	個人投資家	100	1,000	—
金森 将裕	北海道札幌市豊平区	個人投資家	100	1,000	—
井上 聰	福岡県福岡市博多区	個人投資家	100	1,000	—
与謝 秀作	埼玉県川口市	個人投資家	100	1,000	—
千葉 潤	東京都杉並区	個人投資家	100	1,000	—
井田 泰介	東京都多摩市	個人投資家	100	1,000	—
四方 明格	愛知県岡崎市	個人投資家	100	1,000	—
山内 邦義	静岡県磐田市	個人投資家	100	1,000	—
張本 旭	茨城県稲敷郡阿見町	個人投資家	100	1,000	—
佐藤 雅俊	千葉県船橋市	個人投資家	100	1,000	—
金澤 和孝	千葉県成田市	個人投資家	100	1,000	—
戸丸 和彦	神奈川県横浜市中区	個人投資家	100	1,000	—
伊藤 善博	神奈川県相模原市緑区	個人投資家	100	1,000	—
中島 隆太	東京都杉並区	個人投資家	100	1,000	—
藤井 俊宏	大阪府河内長野市	個人投資家	100	1,000	—
水野 雅透	愛知県豊橋市	個人投資家	100	1,000	—
清水 大地	東京都目黒区	個人投資家	100	1,000	—
松木 留美	愛媛県新居浜市	個人投資家	100	1,000	—
佐藤 昭久	神奈川県川崎市幸区	個人投資家	100	1,000	—

塚本 正樹	神奈川県藤沢市	個人投資家	100	1,000	—
清水 宏一郎	東京都調布市	個人投資家	100	1,000	—
鷺森 常知	京都府京都市下京区	個人投資家	100	1,000	—
風間 正彦	東京都八王子市	個人投資家	100	1,000	—
小澤 義春	東京都世田谷区	個人投資家	100	1,000	—
山口 弘	愛知県小牧市	個人投資家	100	1,000	—
中川 真佳	京都府福知山市	個人投資家	100	1,000	—
浅野 直樹	神奈川県川崎市麻生区	個人投資家	100	1,000	—
石田 敏之	愛知県小牧市	個人投資家	100	1,000	—
榎原 邦洋	愛知県半田市	個人投資家	100	1,000	—
嶋田 成均	東京都西東京市	個人投資家	100	1,000	—
升田 雄一	福岡県北九州市八幡西区	個人投資家	100	1,000	—
奥村 秀二	岐阜県大垣市	個人投資家	100	1,000	—
谷治 和文	東京都練馬区	個人投資家	100	1,000	—
山口 幸輝	長崎県長崎市	個人投資家	100	1,000	—
土肥 健一	福岡県福岡市東区	個人投資家	100	1,000	—
竹内 康順	福岡県福岡市早良区	個人投資家	100	1,000	—
御原 浩希	兵庫県明石市	個人投資家	100	1,000	—
山田 和希	神奈川県横浜市中区	個人投資家	100	1,000	—
田村 健次	岡山県美作市	個人投資家	100	1,000	—
家西 知加子	京都府城陽市	個人投資家	100	1,000	—
岩下 司郎	和歌山县橋本市	個人投資家	100	1,000	—
安部 勝昌	埼玉県入間市	個人投資家	100	1,000	—
宮 華南	福岡県福岡市西区	個人投資家	100	1,000	—
西川 昌勝	埼玉県さいたま市見沼区	個人投資家	100	1,000	—
吉野 和夫	埼玉県比企郡嵐山町	個人投資家	100	1,000	—
小杉山 謙一	東京都台東区	個人投資家	100	1,000	—
高橋 洗	兵庫県西宮市	個人投資家	100	1,000	—
増田 和広	神奈川県逗子市	個人投資家	100	1,000	—
志子田 淳	北海道札幌市中央区北1条西23丁目	個人投資家	100	1,000	—
入船 僚太	神奈川県横浜市磯子区	個人投資家	100	1,000	—
河村 悠史	群馬県前橋市	個人投資家	100	1,000	—
由倉 稔浩	東京都大田区	個人投資家	100	1,000	—

栗本 博正	広島県福山市	個人投資家	100	1,000	—
下河辺 健志	神奈川県横浜市青葉区	個人投資家	100	1,000	—
岡村 友典	宮城県仙台市太白区	個人投資家	100	1,000	—
齊藤 瑛佑	北海道札幌市手稲区	個人投資家	100	1,000	—
大川 耕平	東京都世田谷区	個人投資家	100	1,000	—
伊藤 崇	愛知県豊田市	個人投資家	100	1,000	—
春田 栄次	京都府京田辺市	個人投資家	100	1,000	—
黒田 浩治	愛知県名古屋市中川区	個人投資家	100	1,000	—
濱田 清治	大阪府大阪市北区	個人投資家	100	1,000	—
赤羽 はるみ	埼玉県川口市	個人投資家	100	1,000	—
和田 潤一	埼玉県さいたま市大宮区	個人投資家	100	1,000	—
西村 順也	愛知県尾張旭市	個人投資家	100	1,000	—
森田 香織	埼玉県朝霞市	個人投資家	100	1,000	—
船木 淳一	福岡県福岡市東区	個人投資家	100	1,000	—
伊藤 学	東京都大田区	個人投資家	100	1,000	—
谷川 大樹	愛知県長久手市	個人投資家	100	1,000	—
平野 善大	静岡県浜松市中区	個人投資家	100	1,000	—
柳沢 英俊	大阪府大阪市西淀川区	個人投資家	100	1,000	—
城井 克二公	福岡県福津市	個人投資家	100	1,000	—
五十嵐 義隆	東京都渋谷区	個人投資家	100	1,000	—
増田 偵一郎	神奈川県横浜市都筑区	個人投資家	100	1,000	—
野田 啓介	東京都稻城市	個人投資家	100	1,000	—
名島 美樹	広島県広島市西区	個人投資家	100	1,000	—
松田 茂	兵庫県伊丹市	個人投資家	100	1,000	—
山下 健二	茨城県つくば市	個人投資家	100	1,000	—
松山 弘紀	新潟県新潟市中央区	個人投資家	100	1,000	—
松木 昭	東京都大田区	個人投資家	100	1,000	—
潘 正阳	東京都世田谷区	個人投資家	100	1,000	—
小嶋 孝行	神奈川県足柄上郡大井町	個人投資家	100	1,000	—
清水 和也	大阪府吹田市	個人投資家	100	1,000	—
諏佐 雄一	東京都東久留米市	個人投資家	100	1,000	—
W i l o p o o W	東京都江東区	個人投資家	100	1,000	—

i l s o n					
神保 肇	茨城県結城郡 八千代町	個人投資家	100	1,000	—
長岡 勝	茨城県つくば みらい市	個人投資家	100	1,000	—
菅原 三男	山形県東根市	個人投資家	100	1,000	—
浅野 啓紀	愛媛県新居浜 市	個人投資家	100	1,000	—
吉田 良之	東京都文京区	個人投資家	100	1,000	—
篠田 和孝	岐阜県多治見 市	個人投資家	100	1,000	—
高橋 智	埼玉県三郷市	個人投資家	100	1,000	—
川原 韶	神奈川県横浜 市戸塚区	個人投資家	100	1,000	—
持永 浩二	東京都江東区	個人投資家	100	1,000	—
柴田 聰	神奈川県横浜 市都筑区	会社役員	100	1,000	特別利害関係者等 (当社の監査役)
湯澤 優子	長野県伊那市	個人投資家	100	1,000	—
長澤 竜太郎	千葉県習志野 市	個人投資家	100	1,000	—
寺牛 一憲	神奈川県横浜 市中区	個人投資家	100	1,000	—
日高 洋仁	神奈川県大和 市	個人投資家	100	1,000	—
出川 誠	青森県八戸市	個人投資家	100	1,000	—
徳永 寛	東京都杉並区	個人投資家	100	1,000	—
曾根 誠矢	福岡県福岡市 博多区	個人投資家	100	1,000	—
堀 智紀	広島県呉市	個人投資家	100	1,000	—
坂元 宏行	東京都文京区	個人投資家	100	1,000	—
中野 浩三郎	東京都江戸川 区	個人投資家	100	1,000	—
戸嶋 将晴	愛知県知多郡 阿久比町	個人投資家	100	1,000	—
大森 正道	埼玉県熊谷市	個人投資家	100	1,000	—
小河 智裕	東京都大田区	個人投資家	100	1,000	—
小川 貴仁	東京都杉並区	個人投資家	100	1,000	—
宮野 孝勇	京都府京都市 中京区	個人投資家	100	1,000	—
上野 拓也	東京都世田谷 区	個人投資家	100	1,000	—
北田 昌宏	兵庫県神戸市 中央区	個人投資家	100	1,000	—
小西 健二	三重県津市	個人投資家	100	1,000	—
植木 郁	東京都大田区	個人投資家	100	1,000	—
須賀 俊之	千葉県松戸市	個人投資家	100	1,000	—
光田 哲也	島根県邑智郡 邑南町	個人投資家	100	1,000	—
大手 彰	大阪府豊中市	個人投資家	100	1,000	—
山本 峻也	東京都中野区	個人投資家	100	1,000	—

大林 淳	大阪府大阪市城東区	個人投資家	100	1,000	—
藪井 雅明	奈良県北葛城郡広陵町	個人投資家	100	1,000	—
高瀬 浩和	三重県多気郡多気町	個人投資家	100	1,000	—
深井 敦大	東京都江東区	個人投資家	100	1,000	—
河田 理奈子	神奈川県川崎市麻生区	個人投資家	100	1,000	—
平井 慧	大阪府大阪市城東区	個人投資家	100	1,000	—
浅沼 明	千葉県松戸市	個人投資家	100	1,000	—
吉田 優子	東京都世田谷区	個人投資家	100	1,000	—
篠原 麻里	東京都品川区	個人投資家	100	1,000	—
川内 正仁	神奈川県厚木市	個人投資家	100	1,000	—
蜂谷 英之	東京都豊島区	個人投資家	100	1,000	—
成瀬 基郎	愛知県名古屋市北区	個人投資家	100	1,000	—
木名瀬 良紀	福井県越前市	個人投資家	100	1,000	—
伊藤 健	東京都目黒区	個人投資家	100	1,000	—
小長谷 雅人	静岡県焼津市	個人投資家	100	1,000	—
富田 薫	茨城県桜川市	個人投資家	100	1,000	—
金子 経輝	広島県東広島市	個人投資家	100	1,000	—
古谷 満	千葉県柏市	個人投資家	100	1,000	—
熊澤 謙太郎	大阪府吹田市	個人投資家	100	1,000	—
遠地 謙介	広島県広島市東区	個人投資家	100	1,000	—
山邊 岳彦	千葉県鎌ヶ谷市	個人投資家	100	1,000	—
宮澤 千束	東京都世田谷区	個人投資家	100	1,000	—
東 英樹	東京都港区	個人投資家	100	1,000	—
宮崎 健一	神奈川県横浜市旭区	個人投資家	100	1,000	—
大島 美里	愛知県豊橋市	個人投資家	100	1,000	—
井ノ口 雄飛	奈良県奈良市	個人投資家	100	1,000	—
静川 正則	兵庫県洲本市	個人投資家	100	1,000	—
伊崎 洋児	東京都新宿区	個人投資家	100	1,000	—
野村 篤志	東京都墨田区	個人投資家	100	1,000	—
越智 三枝子	東京都文京区	個人投資家	100	1,000	—
苅田 学	静岡県浜松市中区	個人投資家	100	1,000	—
伊藤 治行	神奈川県川崎市多摩区	個人投資家	100	1,000	—
吉田 点	神奈川県横浜市中区	個人投資家	100	1,000	—
山口 徳太郎	千葉県市原市	個人投資家	100	1,000	—
三浦 光喜	埼玉県川口市	個人投資家	100	1,000	—
上原 裕樹	山口県下関市	個人投資家	100	1,000	—

鮎井 靖典	埼玉県川口市	個人投資家	100	1,000	—
関根 圭佑	千葉県船橋市	個人投資家	100	1,000	—
見山 政和	千葉県千葉市 花見川区	個人投資家	100	1,000	—
間庭 茂	群馬県高崎市	個人投資家	100	1,000	—
西村 康平	福岡県福岡市 南区	個人投資家	100	1,000	—
中間庭 寿利	愛知県豊橋市	個人投資家	100	1,000	—
小川 遼	徳島県板野郡 北島町	個人投資家	100	1,000	—
佐藤 優樹	北海道苫小牧 市	個人投資家	100	1,000	—

株式②

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
山田 英二郎	福岡県福岡市	個人投資家	50,000	1,000	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

株式③

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
大西 信彰	東京都渋谷区	個人投資家	5,000	1,000	—

株式④

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
株式会社DOJIN CAPITAL	熊本県熊本市	会社	10,000	1,000	—

株式⑤

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
綾部 学	東京都港区	個人投資家	1,000	1,000	—
水村 忠治	神奈川県横浜 市	個人投資家	1,000	1,000	—
中村 工	神奈川県横浜 市	個人投資家	1,000	1,000	—

株式⑥

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
株式会社龍角散	東京都千代田 区	会社	100,000	1,000	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
FIRST DOMINO株式 会社	東京都中央区	会社	10,000	1,000	—
DE SOUZA PHILIP FERNANDO	兵庫県神戸市	個人投資家	1,000	1,000	—

## 株式⑦

取得者の氏名又は 名称	取得者の住所	取得者の職業及 び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者との関係
宮島 篤	東京都練馬区	会社役員	500	1,000	特別利害関係者等 (当社の取締役)
原 健一郎	神奈川県川崎 市高津区	会社役員	500	1,000	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)
坂本 浩	東京都板橋区	個人投資家	500	1,000	—
山下 勝博	東京都練馬区	会社役員	500	1,000	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山下 美絵	東京都練馬区	個人投資家	500	1,000	—
山下 由梨	埼玉県ふじみ 野市	個人投資家	500	1,000	—
大貫 沙帆里	東京都江東区	個人投資家	500	1,000	—
大貫 篤志	東京都江東区	会社役員	500	1,000	特別利害関係者等 (当社の取締役)
谷 憲三朗	東京都目黒区	個人投資家	500	1,000	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
米澤 有史	東京都港区	個人投資家	500	1,000	—
野間 法史	千葉県印西市	個人投資家	500	1,000	—
若杉 大樹	東京都足立区	個人投資家	500	1,000	—
出縄 良人	静岡県牧之原 市	個人投資家	500	1,000	—
谷 英典	東京都新宿区	個人投資家	500	1,000	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
谷 洋子	東京都目黒区	個人投資家	500	1,000	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
山下 勝也	大阪府豊中市	個人投資家	500	1,000	—
佐藤 伸一	東京都多摩市	個人投資家	500	1,000	—
稻毛 勝行	京都府京都市 西京区	個人投資家	500	1,000	—
何 亮	神奈川県横浜 市南区	個人投資家	500	1,000	—
山田 祐輝		個人投資家	500	1,000	—
服部 啓男	東京都目黒区	個人投資家	500	1,000	—
木村 幸子	千葉県市原市	個人投資家	500	1,000	—
木村 裕和	千葉県市原市	個人投資家	500	1,000	—
坪井 俊明	神奈川県横浜 市鶴見区	個人投資家	500	1,000	—
熊谷 謙一	宮城県仙台市 若林区	個人投資家	500	1,000	—
奥村 幸男	東京都葛飾区	個人投資家	500	1,000	—
後藤 孝洋	福岡県福岡市 中央区	個人投資家	500	1,000	—

志村 玲子	埼玉県さいたま市西区	個人投資家	500	1,000	—
森川 公隆	埼玉県さいたま市浦和区	個人投資家	400	1,000	—
海川 将一	東京都小平市	個人投資家	400	1,000	—
仲田 準	長野県諏訪郡原村	個人投資家	300	1,000	—
石田 丈幸	福井県小浜市	個人投資家	300	1,000	—
沢井 友亮	富山県魚津市	個人投資家	300	1,000	—
大津 武	埼玉県川口市	個人投資家	300	1,000	—
扇谷 昇	千葉県千葉市稻毛区	個人投資家	300	1,000	—
丸山 由喜	東京都北区	個人投資家	300	1,000	—
小沼 翔吾	北海道稚内市	個人投資家	300	1,000	—
杉西 康広	広島県呉市	個人投資家	300	1,000	—
若旅 充雄	神奈川県横浜市港南区	個人投資家	300	1,000	—
佐々木 秀貴	埼玉県さいたま市北区	会社員	200	1,000	特別利害関係者等 (当社の執行役員)
齊野 兼太郎	東京都江戸川区	個人投資家	200	1,000	—
飯田 智哉	東京都目黒区	個人投資家	200	1,000	—
翠川 和良	埼玉県入間郡三芳町	個人投資家	200	1,000	—
井汲 美樹	神奈川県横浜市青葉区	個人投資家	200	1,000	—
佐藤 俊	神奈川県横浜市神奈川区	個人投資家	200	1,000	—
松並 久典	大阪府吹田市	個人投資家	200	1,000	—
川窪 昭子	東京都大田区	個人投資家	200	1,000	—
渡邊 定香	奈良県橿原市	個人投資家	200	1,000	—
豊田 充弘	埼玉県草加市	個人投資家	200	1,000	—
稻垣 由美子	愛知県安城市	個人投資家	100	1,000	—
羽鳥 裕介	群馬県前橋市	個人投資家	100	1,000	—
鎌田 裕子	千葉県流山市	個人投資家	100	1,000	—
岩井 富士夫	愛知県名古屋市北区	個人投資家	100	1,000	—
橋本 淳	東京都葛飾区	会社員	100	1,000	当社の従業員
古賀 茂毅	福岡県久留米市	個人投資家	100	1,000	—
三輪 睿	東京都大田区	個人投資家	100	1,000	—
支倉 常明	東京都新宿区	個人投資家	100	1,000	—
小松 隆史	長野県諏訪市	個人投資家	100	1,000	—
水野 寛之	千葉県浦安市	個人投資家	100	1,000	—
大原 一城	東京都世田谷区	会社員	100	1,000	当社の従業員
大西 篤	兵庫県神戸市東灘区	個人投資家	100	1,000	—
大野 晃秀	神奈川県小田原市	個人投資家	100	1,000	—
竹下 智之	富山県滑川市	個人投資家	100	1,000	—

田岡 栄児	茨城県守谷市	個人投資家	100	1,000	—
吉川 尚孝	広島県広島市中区	個人投資家	100	1,000	—
柴田 聰	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	100	1,000	特別利害関係者等 (当社の監査役)
森谷 朋香	北海道沙流郡日高町	個人投資家	100	1,000	—
阿部 美雪	東京都中央区	会社員	100	1,000	当社の従業員
山野 達也	長崎県対馬市	個人投資家	100	1,000	—
深井 敦大	東京都江東区	個人投資家	100	1,000	—
青山 市三	神奈川県横浜市都筑区	個人投資家	100	1,000	—
平林 貴之	東京都足立区	個人投資家	100	1,000	—
中村 日向香	東京都八王子市	個人投資家	100	1,000	—
増子 光正	神奈川県川崎市中原区	個人投資家	100	1,000	—
岩井 茜	神奈川県川崎市高津区	個人投資家	100	1,000	—
田川 幸二	富山県富山市	個人投資家	100	1,000	—
坂元 康宏	東京都台東区	個人投資家	100	1,000	—
河崎 敏弥	東京都港区	個人投資家	100	1,000	—
胡 佳炯	東京都世田谷区	個人投資家	100	1,000	—
西村 卓司	山口県山口市	個人投資家	100	1,000	—
塚原 正明	山梨県南アルプス市	個人投資家	100	1,000	—
中野 浩三郎	東京都江戸川区	会社員	100	1,000	当社の従業員
吉岡 聖将	京都府京都市上京区	個人投資家	100	1,000	—
二井 健暢	福岡県福岡市東区	個人投資家	100	1,000	—
菅原 朋輝	東京都江戸川区	個人投資家	100	1,000	—
朱 君	東京都北区	個人投資家	100	1,000	—
高作 玄晃	神奈川県逗子市	個人投資家	100	1,000	—
山田 博美	北海道札幌市白石区	個人投資家	100	1,000	—
須賀 元紀	北海道札幌市中央区	個人投資家	100	1,000	—
末永 一也	東京都墨田区	個人投資家	100	1,000	—
河村 倫太郎	広島県広島市佐伯区	個人投資家	100	1,000	—
岩淵 貴史	京都府京都市伏見区	個人投資家	100	1,000	—
吉澤 和希	神奈川県鎌倉市	個人投資家	100	1,000	—
古菌 裕記	埼玉県川口市	個人投資家	100	1,000	—
小野 佑輔	岩手県滝沢市	個人投資家	100	1,000	—

瀧川 高春	神奈川県横浜市磯子区	個人投資家	100	1,000	—
徳久 悟	東京都目黒区	個人投資家	100	1,000	—
畠山 友宏	埼玉県北葛飾郡杉戸町	個人投資家	100	1,000	—

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
山下 勝博	東京都練馬区	会社役員	40,000	1,000	特別利害関係者等(当社の取締役)
中野 浩三郎	東京都江戸川区	会社員	20,000	1,000	当社の従業員
橋本 淳	東京都葛飾区	会社員	20,000	1,000	当社の従業員
柴田 聰	神奈川県横浜市都筑区	会社役員	5,000	1,000	特別利害関係者等(当社の監査役)
大野 晃秀	神奈川県小田原市	個人投資家	5,000	1,000	—
下平 滋隆	石川県金沢市	個人投資家	5,000	1,000	—
島田 英昭	千葉県市川市	個人投資家	5,000	1,000	—
若杉 大樹	埼玉県越谷市	個人投資家	5,000	1,000	—
株式会社インターナルオーディット	東京都千代田区	会社	5,000	1,000	—

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と発行者との関係
原 健一郎	神奈川県川崎市高津区	会社役員	60,000	1,000	特別利害関係者等(当社の代表取締役)
大貫 篤志	東京都江東区	会社役員	60,000	1,000	特別利害関係者等(当社の取締役)
山下 勝博	東京都練馬区	会社役員	60,000	1,000	特別利害関係者等(当社の取締役)
宮島 篤	東京都練馬区	会社役員	5,500	1,000	特別利害関係者等(当社の取締役)
佐々木 秀貴	埼玉県さいたま市北区	会社員	5,500	1,000	特別利害関係者等(当社の執行役員)
中野 浩三郎	東京都江戸川区	会社員	5,500	1,000	当社の従業員
橋本 淳	東京都葛飾区	会社員	5,500	1,000	当社の従業員
相良 京	東京都品川区	会社員	5,500	1,000	当社の従業員
鈴木 一枝	神奈川県横浜市旭区	会社員	5,500	1,000	当社の従業員
三浦 誓子	愛知県安城市	会社員	5,500	1,000	当社の従業員
森戸 丈貴	千葉県流山市	会社員	5,500	1,000	当社の従業員
阿部 美雪	東京都中央区	会社員	5,500	1,000	当社の従業員

大原 一城	東京都世田谷区	会社員	5,500	1,000	当社の従業員
-------	---------	-----	-------	-------	--------

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
谷 憲三朗 (注)1	東京都目黒区	1,001,000	17.82
中村 祐輔 (注)1	東京都目黒区	1,000,000	17.81
原 健一郎 (注)1、2	神奈川県川崎市高津区	660,600 (580,000)	11.76 (10.33)
TNPスレッズオブライト投資事業有限責任組合 (注)1	神奈川県横浜市	534,000	9.51
新日本製薬株式会社 (注)1	福岡県福岡市	460,000	8.19
土方 康基 (注)1	東京都品川区	440,000	7.83
山田 英二郎 (注)1	福岡県福岡市	150,000	2.67
谷 洋子 (注)1	東京都目黒区	121,000	2.15
谷 英典 (注)1	東京都新宿区	120,800	2.15
大貫 篤志 (注)3	東京都江東区	101,500 (100,000)	1.81 (1.78)
山下 勝博 (注)3	東京都練馬区	101,000 (100,000)	1.80 (1.78)
株式会社龍角散 (注)1	東京都千代田区	100,000	1.78
曾田 泰	東京都大田区	80,000	1.42
浅野 賢一郎	東京都大田区	80,000	1.42
浅野 英里香	東京都大田区	80,000	1.42
宮本 将平	東京都文京区	80,000	1.42
佐々木 秀貴 (注) 5	埼玉県さいたま市	45,700 (45,500)	0.81 (0.81)
田中 秀一 (注) 5	東京都港区	40,100 (40,000)	0.71 (0.71)
廖 紀元	東京都北区	40,000	0.71
廣瀬 理沙	埼玉県さいたま市	40,000	0.71
TNPスレッズオブライト2号投資事業有限責任組合	神奈川県横浜市	30,000	0.53
橋本 淳 (注)5	東京都葛飾区	26,100 (25,500)	0.46 (0.45)
中野 浩三郎	東京都江戸川区	25,700 (25,500)	0.46 (0.45)
牛島 岐子	東京都東大和市	20,000	0.36
株式会社ピンククロス	東京都中央区	20,000	0.36
鈴木 一枝 (注)5	神奈川県横浜市	15,600 (15,500)	0.28 (0.28)
相良 京 (注)5	東京都品川区	15,500 (15,500)	0.28 (0.28)
株式会社DOJIN CAPITAL	熊本県熊本市	10,000	0.18

FIRST DOMINO株式会社	東京都中央区	10,000	0.18
宮島 篤 (注)3	東京都練馬区	6,500 (5,500)	0.12 (0.10)
大原 一城 (注)5	東京都世田谷区	6,100 (5,500)	0.11 (0.10)
若杉 大樹	埼玉県越谷市	6,000 (5,000)	0.11 (0.09)
大野 晃秀	神奈川県小田原市	5,600 (5,000)	0.10 (0.09)
阿部 美雪	東京都中央区	5,600 (5,500)	0.10 (0.10)
三浦 誓子	愛知県安城市	5,500 (5,500)	0.10 (0.10)
森戸 丈貴	千葉県流山市	5,500 (5,500)	0.10 (0.10)
柴田 聰 (注)4	神奈川県横浜市	5,200 (5,000)	0.09 (0.09)
大西 信彰	東京都渋谷区	5,000	0.09
下平 滋隆	石川県金沢市	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
島田 英昭	千葉県市川市	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
株式会社インターナルオーディット	東京都千代田区	5,000 (5,000)	0.09 (0.09)
木村 伸也	神奈川県横浜市	3,000	0.05
清水 俊彰	神奈川県横浜市	2,000	0.04
西門 雄史	東京都中野区	1,200	0.02
所有株式数1,000 株以下の株主463名 (注)5		95,500	1.70
計	—	5,616,300 (1,005,000)	100.00 (17.89)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）  
 2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）  
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）  
 4. 特別利害関係者等（当社の監査役）  
 5. 当社の従業員  
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
 7. 所有株式数の（）内には新株予約権の付与数を表示しております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月16日

株式会社NPT

取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

伊藤肇

公認会計士

泉多枝子

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社NPTの2022年11月1日から2023年10月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NPTの2023年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続的に営業損失、経常損失、当期純損益及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表

に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の2022年10月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、特定証券情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監

査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月16日

株式会社NPT

取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 伊藤 華

公認会計士 泉 多枝子

### 中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社NPTの2023年11月1日から2024年10月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(2023年11月1日から2024年4月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社NPTの2024年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2023年11月1日から2024年4月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続的に営業損失、経常損失、当期純損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間

財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や

状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上